



GAP 普及ニュース

目次

《巻頭言》 食品の一次加工から見た一次生産の課題

日佐和夫 一般社団法人生産者 GAP 協会理事

《提言》 国が求める「GAP指導現場での効果的な方法」

—GH農場評価制度を利用した国際水準GAP推進モデル—

《GAP シンポジウム特集Ⅱ》 持続可能な農業の国際戦略の方向

【講演1】 農業の競争力強化と持続的な発展につなげるGAP

国際水準 GAP の具体的な取組み 農林水産省農業環境対策課

【講演2】 人と環境にやさしい信頼される農場になる取組み

2020年11月に岐阜県が創設 ぎふ清流 GAP 評価制度

【講演3】 JAの営農事業を改革する

GH 農場評価制度でスムーズな GAP 認証への移行

《GAP シンポジウム特集Ⅲ》 世界の GAP ステージ3(実践のポイント)

【討論 2-1】 農林水産省にたずねる 持続可能な農業の国際戦略

【討論 2-2】 東京オリパラ後の日本の GAP 推進はどうあるべきか

岐阜県の取組み事例に学ぶ

【討論 2-3】 東京オリパラ後の日本の GAP 推進をどう進めるか

JA グループ全農の取組み事例に学ぶ

【討論 3-1】 SDGs、みどりの食料システム戦略と GAP

農業の持続可能性について思うこと(まとめ)

- ・家族農業のための GAP(適正農業管理) FAO の GAP ガイドライン紹介(3)
- ・家庭菜園だって GAP(人と環境にやさしい農業)でなければ
- ・セミナー受講者の修了レポート(感想や考察)の紹介
- ・株式会社 Citrus として農場経営実践(42)

《巻頭言》 食品の一次加工から見た一次生産の課題

日佐 和夫 一般社団法人 生産者 GAP 協会 理事

大阪公立大学 食品安全科学研究センター/微生物制御研究センター 客員教授

元国立大学法人 東京海洋大学大学院 食品流通安全管理専攻 教授

食品衛生法の一部が改正され、HACCP 制度の創設などが施行された(令和 3(2021)年 6 月 1 日)。このことは、国内法のグローバル対応の第 1 歩でもある。その中で、一部の地域で生産農家が、収穫時に製造されている伝統食品や地域特性保存食品などの中で「漬物」が、新規営業許可業種の対象とされた。しかし、家内工業的生産設備などが営業許可要件に適合しないと判断され、「廃業の危機」に「漬物製造業者」も遭遇している。具体的には、「秋田のいぶりがっこ(文献1)」や「神奈川の三浦たくあん(文献 2)」などである。また、富山市学校給食による牛乳が原因とされる下痢原性大腸菌食中毒事例(文献 3)と一次生産である生乳との関係も課題であると思われる。この牛乳が



原因とされた「下痢原性大腸菌」食中毒事例は、わが国で初めての食中毒であると言われている。今回、この二つの事例から「食品の一次生産と一次加工」について、意見を述べてみたい。

I. 一次生産農産物を農家での一次加工(漬物製造業)の営業許可要件の取扱いに対する柔軟性への期待

1. 季節性収穫農産物である「漬物」が新規営業許可業種になったこと理由

食品衛生法の一部改正(令和3年6月1日施行、営業許可の対象となる業種の変更)に基づき、「漬物製造業」が新規営業許可対象品目になった。以前は、「漬物の衛生規範(食安監発第 1213 号:H25(2013).12.13 改訂)」は通知されていたが、「漬物」は営業許可対象ではなかった。しかし、「漬物」製造過程で使用される食品添加物と「漬物の衛生規範」の遵守が、保健所の監視・指導の対象となっていた。一方、2012 年 8 月、札幌市で発生した「白菜浅漬による腸管出血性大腸菌 O157 食中毒事件(文献 4)」を契機に、「漬物の衛生規範が改訂」され、さらに、今回の法改正で、これら「衛生規範」を含め、多くの通知が廃止(生食発第3号および生食発0601第7号:令3(2021).6.1)された。その中で、「白菜浅漬事件(文献 4)」が新規営業許可品目の起因になったと推察している。一方、営業許可要件の中で加工を行うための専用区域(場所)を求めてきた。このことは、設備構造基準の視点から正論であるが、一方では、HACCP 制度の中で、ハード的な「設備構造要件」を重視するのではなく、ソフト的な「管理運営要件」を重要視する傾向にある。しかし、現実的には、「管理運営要件」の中に「設備構造要件」を示唆する記載もあることから食品衛生監視・指導、また営業許可要件の中で、過去の DNA である「設備構造要件」を否定することは困難である。

2. 「漬物」という食品分類カテゴリー

「漬物」には、「農産漬物」「食肉漬物」「魚介漬物」がある。また、「漬物の加工方法」として、浅漬、塩漬、粕漬、麴漬、糠漬、酢漬、味噌漬、醤油漬、辛子漬などがある。これ以外に、地域によって特徴のある漬物が存在する。その中で、喫食する機会が多いのは、「農産漬物」である。また、「食肉漬物」の中には、「生ハム(食品衛生法の分類では未加熱食肉製品)(厚生省告示第 95 号、S57(1982).5.17)」があり、「魚介漬物」では、石川県の「フグ肝の麴漬け、糠漬け」などがある。生ハムについては、食肉製品製造業の営業許可、および生ハム(未加熱食肉製品)の規格がある。一方、石川県の「フグ肝の麴漬け、糠漬け」については、フグ毒(テトロドトキシン)による食中毒が懸念されるが、歴史的伝統食品と解釈されているのか営業許可の対象ではないようである。しかし、石川県では業界規制がある。この石川県の事例は、一次生産品の簡単な一次加工品製造における柔軟性、多様性を含んだ歴史的実態解釈であると理解できる。

3. 一次生産品の一次加工における営業許可の柔軟な行政対応の可能性

「漬物製造業」が新規営業許可対象になった理由として、2012 年 8 月、札幌市での「白菜浅漬事件(文献 4)」であると推察した。しかし、本件は、「浅漬」であり、むしろ、「野菜サラダ」のカテゴリーに分類されるべきであると考えられる。従って、「漬物」を「浅漬」と「古漬」に分類区分するならば科学的根拠である数値指標を設定すべきであると考えられる。この数値指標化によって、「浅漬」は「サラダ」として「そうざい製造業」とし、前述の「秋田のいぶりがっこ(文献1)」や「神奈川の三浦たくあん(文献 2)」などが、「古漬」に分類されるならば、従来のように営業許可範囲外(例えば、届け出制)として、一次加工ができることを期待する。また、季節性農産物の有効活用、農家の経営安定化のために、農産物などの季節生産における一次加工、および零細・小規模生産に対し設備構造での柔軟な取り組み(文献 5)も、許認可である都道府県の行政判断を併せて期待したい。



II. 2021年6月、富山市学校給食の牛乳による食中毒事件での一次生産(生乳)と一次加工(乳処理:牛乳)、さらには生乳流通の問題におけるHACCP的考察(推論)

牛乳は装置産業であること、栄養特性などから食品の中で安全、品質、栄養などに優れた食品と考えられている。一方、行政的にも、「総合衛生管理製造過程(以下マル総と略す)の承認」工場が多いこと、また、厚生労働省関係から指針になる出版物(文献6~8)など行政的、技術的にバックアップされた業界であると推測している。また、特に、学校給食納品乳処理(牛乳)メーカーは、「マル総」承認工場であることを求められていると聞いている。

このような背景の中で、学校給食提供であること、地域・中小製造工場であることにおける問題点、さらに本食中毒の原因菌が牛乳による「下痢原性大腸菌(注1)」というわが国、あるいは世界?で初めての原因菌であることから工場における原因箇所特定予測と共に、一次生産である酪農(搾乳、および生乳流通)についても述べてみたい。

注1) 下痢原性大腸菌の分類(国立感染症研究所HPより)

- | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1. 腸管病原性大腸菌(EPEC) | 2. 腸管侵入性大腸菌(EIEC) | 3. 腸管出血性大腸菌(EHEC) |
| 4. 毒素原性大腸菌(ETEC) | 5. 腸管凝集性大腸菌(EAEC) | |

1. 本食中毒事件の概要

本食中毒に関する情報は、当初は、マスコミ情報が主であったが、2022年3月17日に厚生労働省食中毒部会開催資料(文献3)が入手できたので、その事件概要を整理した(表1)。

表1. 事件の概要

- | |
|---|
| 1. 発生:2021年6月16日~17日に食中毒症状発生
2. 患者:1,896名
3. 主な症状:腹痛、下痢(水様性、軟便)、発熱
4. 原因食品:成分無調整牛乳(128℃、2秒)
5. 原因物質:大腸菌 OUT(OgGp9):H18(国研:衛生微生物部)
牛乳中の細菌検査結果(最確法)
大腸菌 約10/100ml 生菌数約300~20,000/ml |
|---|

2. 一次生産としての生乳の一般衛生管理事項

乳牛でも、肉牛でも酪農での衛生的飼育が重要である。しかし、酪農家の高齢化に伴い衛生的飼育管理が難しくなっているのが実態である。例えば、肉牛処理(と畜段階)前に牛の汚れ(鏝(ヨロイ):生体牛への糞便付着状態)に応じて、出荷農家に対し、と畜場が洗浄経費を要求する場合がある。乾燥した鏝の除去は、牛にとっても相当ストレスになり、肉質に変化をきたすと言われている。このことは高齢化などで生産農家での衛生管理(特に、生体牛の糞便管理)が困難であることを示唆している。このような状況中で、コストを払ってでも生産農家は、清掃・洗浄管理作業をと畜場に依存している。また、と畜場では洗浄作業が従業員の負担になり、残業代や人員確保の負担にもなっている。

一方、乳牛においては、搾乳工程、および生乳流通工程での衛生管理が重要となる。酪農家によっては、飼育環境やその作業は、異なると推測されるが、搾乳工程、および生乳流通工程での衛生管理の例を表2に示した。

表2. 搾乳工程、および生乳流通工程での衛生管理の例(筆者作成)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 搾乳機一式(ミルクカーおよびパイプなど)の洗浄・殺菌 |
|-------------------------------|



2. 乳缶の洗浄・殺菌(近年はバルククーラーが増えている)
3. バルククーラーの洗浄・殺菌、および電源入れ忘れ(生産者所有)
4. 乳缶中の搾乳生乳の迅速低温管理
5. クーラーステーションまでの低温管理
6. クーラーステーションの温度管理(管理者の明確化:バルククーラーに準じる)
7. タンクローリーの洗浄・殺菌と温度管理

しかし、表 2 で示した衛生管理については、酪農規模により異なることも考えられ、「多様な衛生管理」が行われていると推測する。例えば、大規模酪農家では、搾乳からタンクローリーまで、完全自動パイプラインー搾乳ー集乳方式で、外界に触れることのないシステムも考案されている。また、このシステムには定置式(CIP)洗浄システムが導入されていることは言うまでもない。

3. 乳処理製造工程における問題点(食中毒部会資料を整理)

生乳段階での衛生的問題点を述べたが、乳処理工程で生乳由来の食中毒菌が混入汚染することについて、食中毒部会の資料(文献3)に基づき、以下のように整理した。

表 3. 乳処理製造工程(含む機械名)における問題点(含む指摘事項)(文献3の資料を整理)

No.	乳処理製造工程(含機械名)	各工程における問題点(含む指摘事項)
1	作業工程全般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 記録が少なく、経験に基づいており、確認不足があった 2. 作業工程が変更されても手袋を交換していなかった 3. 次亜塩素酸ナトリウムを直射日光の当たる場所で保管 4. 使用済拭布や手袋を消毒バケツで洗浄、これが汚染原因
2	製造工程上の全般的問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配管洗浄方法や頻度に問題 2. 殺菌剤の管理方法や使用濃度に問題
3	生乳受け入れタンク* 生乳受け入れ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生乳受け入れ試験時に、未殺菌乳を飲用 2. 受け入れタンク清掃時に専用の長靴を使用していない 3. 受け入れタンクからバランスタンクまでの CIP 洗浄未実施 4. ライン接合部に残留物があり、セレウスが検出
(4. バランスタンク 5. 殺菌機①予備加熱(80℃) 6. 保持タンク 7. ストレーナー(80メッシュ)) 基本的に表1の資料には言及した文言は見られなかったため記載を省略した。		
8	ホモジナイザー(均質機)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 圧力計に誤差(実際より大きな値が表示)
9	殺菌機 ① 加熱殺菌(128℃,2秒) ② 冷却(10℃以下)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配電盤表示温度により温度調整するシステム 2. 温度センサー(測温抵抗体)は、抵抗値を温度変換するシステム 3. FDV(Flow Diversion Valve:異常時の流路切替弁)は、配電盤表示温度と連動されてなく、温度センサー(測温抵抗体)により、FDVが発動(連動)される。 4. 温度指示調節計(測温抵抗体)は経年劣化により絶縁低下がみられ、配電盤表示温度より低い温度であった。交換発注中(劣化した測温抵抗体を使用?) 5. R2.8 プレート交換済

10	サージタンク	1. サージタンクのベントからの汚染を示唆(ベント位置変更) 2. CIP 洗浄実施、蒸気殺菌(80℃、40 分間)
11	ストレーナー(80 メッシュ)	
12	バランスタンク	1. 前日の殺菌乳(18L乳缶3本)を投入、18L破棄、36L製品化
13	充填包装機	1. 充填機、およびパック容器整列台の汚染の可能性 2. CIP 洗浄実施、蒸気殺菌(80℃、40 分間) 3. HEPA フィルター年 1 回交換(充填室)

*:洗浄は手洗い、それ以外の工程(機械)はCIP 洗浄(但し、CIP洗浄配管系統図面記載なし)

4. 本事例の HACCP に基づく理論的考察の試み(推測)

筆者は、過去に「真空包装辛子蓮根によるA型ボツリヌス中毒事例に基づく辛子蓮根製造過程の HACCP プラン作成の試み、日佐和夫・林賢一・阪口玄二、日本包装学会誌、Vol.7, No.5, 231-245, 1998.」を報告した経緯がある。また、実務的業務で、「牛乳の大腸菌群汚染調査」や「牛乳の異味・異臭ロットクレーム発生事故」などを経験してきた。これらのことから、今回は、UHT プレート式熱交換器(殺菌機)をフォーカスし、その原因について理論的考察を試みた。

(1)UHT プレート式熱交換器(殺菌機)の機能とメンテナンスの課題

表 3 の No.9の1および2では、配電盤表示温度と FDV(Flow Diversion Valve:異常時の流路切替弁)とが連動しない構造で、温度センサー(測温抵抗体)との連動(表 3 の No.9 の3参照)であった。すなわち、温度センサーの測温抵抗体の劣化による絶縁低下がみられ、FDV はその機能を発動されず、結果として、温度センサーの温度が低かったと判断される。従って、未殺菌、あるいは殺菌不足の牛乳がサージタンク(殺菌済)に搬送された可能性は否定できない。この温度センサーのモニタリングが CCP モニタリングであるとの認識を持っていたかどうかであろう。しかし、実際の殺菌工程での稼働当初では、殺菌温度到達まで FDV が作動し、配電盤表示温度と温度センサーを確認しながら殺菌温度到達と FDV 機能であるリターン停止の確認作業が実施されていたと推察している。しかし、この一連の UHT プレート式熱交換器のメンテナンス不良、および確認作業は、表 3 の No.1 から推測される一般衛生管理不良の事実から、残念ながら高い確率で適切なメンテナンスが実施されなかったと推察できる。

しかし、本件の原因菌が大腸菌であることから温度センサーの絶縁低下が原因で、FDV のリターンが作動しなかったと仮定しても、実際温度が 128℃、2 秒に達しなくても、または 63℃、30 分、あるいはその同等以上であれば、当該原因菌は殺菌されているものと推察できる。この温度低下の原因については、熱源(ボイラーなど)供給温度やボイラー蒸気圧の低下の可能性も否定できないことからこれらの記録も確認する必要がある。つまり、ボイラーなどの熱源の機能低下が殺菌温度に影響することも考えられる。それ故、これらの事象について、ミニプラントでの実証試験や牛乳由来原因分離株(大腸菌)とその標準株によるZ値(耐熱性値)を測定し、当該原因菌が耐熱性を獲得しているかどうかの評価が可能であると推測する。

また、前述の UHT 殺菌プレートは薄いステンレスプレートから構成され、ガスケットの必要枚数が圧着されている。当然、高温で処理されることからステンレスプレートに乳成分などの付着、プレートのピンホール、さらにガスケットなどの劣化・装着不良などによる液漏れを防ぐために、機械メーカーの指示(取扱説明書)により、メンテナンスが実施されていることが PRP(前提条件プログラム)である。しかし、このプレート式熱交換器のメンテナンス不良による未殺菌乳の混入が今回の事故要因であると推察している。

(2)その他の要因

その他の要因として、1. CIP 洗浄システムの過信(タンクの手洗い、ジョイント部の分解洗浄とパッキンの交換)、2. 充填ライン系統の微生物管理、3. サージタンクのベントからの汚染とサージタンクの冷却、牛乳プラントのモニタリングポイント装置の汚染などが想定される(文献9)。しかし、予備加熱(80℃)、および殺菌加熱(120℃、2秒)が正常に運転されていれば、生乳由来の大腸菌(非耐熱性細菌)などは殺菌されていたが、UHT プレート式熱交換器(殺菌機)のメンテナンス不良、すなわち、生乳(5℃)と殺菌乳(120℃)との熱交換器のメンテナンス不良により、殺菌乳に生乳が混入したと推察した。

5. まとめ

前述の「辛子蓮根ボツリヌス中毒事件」の論文検討の中で、当時、「原料である蓮根、辛子、小麦粉のどれが原因食品か」という原因追及のマスコミ記事を記憶している。このことは、原料が農作物であること、わが国は、WHO の「ボツリヌス菌汚染区域」であることなどから、すべての農産物にはボツリヌス菌が付着してもおかしくない。要は製造過程での「汚染、あるいは増殖」が問題となる。

今回取り上げた 2 事例は、一次生産段階のリスクと一次加工段階でのリスクである。前者は製品リスクが極めて低い農産物加工(古漬:いぶりがっこ、三浦たくわんなど)に過大な設備を要求することの問題点を提議した。一方、この許認可権は地方行政の裁量で可能ではないかと考えている。後者は、生乳の品質を考える上での一次生産の問題点を指摘し、その安全確保をするのが乳処理メーカー(一次加工)であると考えられる。従って、GAP(適正農業規範)の中でも、川下(加工)の実態を考慮する必要がある。今回、同じ生乳供給者が2社の乳処理メーカーに納品していたと聞いている。このことは行政調査において、ケーススタディ(事故牛乳処理メーカー)とケーススタディコントロール(正常牛乳提供乳処理メーカー)調査が実施される行政体制の必要性を提案したい。また、この提案、あるいは実施は、それぞれに関係する衛生技術専門家の責務であると推察する。

文献 1)ヤフーニュース、2021.12.6(月)配信:いぶりがっこ、伝統の味ピンチ 衛生基準導入、高齢農家「何年できるか」秋田、時事通信社

文献 2)カナコロ:神奈川新聞社:2022/1/24(月)配信:三浦たくあん窮地、衛生基準導入でコスト増「やめるかも」

文献 3)厚生労働省:薬事・食品衛生審議会、食品衛生分科会、食中毒部会(令和 4(2022)年 3 月 17 日)開催資料、
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127886.html

文献 4)白菜浅漬による腸管出血性大腸菌 O157 食中毒事件について一札幌市、IASR(国立感染症研究所)Vol.34,
(No.399),p126 May 2013

文献 5)監訳:吉田隆夫、翻訳:日佐和夫、「Codex 国際食品規格:食品衛生の一般原則 2020 改訂」、発行:e-食安全研究会、(一社)クリエイティブ食品開発技術者協会、2021.6.15

文献 6)厚生労働省乳肉衛生課監修/動物性食品の HACCP 研究班編「HACCP:衛生管理計画の作成と実践、乳・乳製品編、1998.1.1 中央法規出版」

文献 7)厚生労働省「HACCP 入門のための乳・乳製品編H27(2015).10」

文献 8)日本乳業協会:「乳・乳飲料製造の衛生管理計画の作成の手引き、2019.3.19 公表、2021.4.9 改訂」、発行・公表

文献 9)日佐和夫:Codex 食品安全規格「食品衛生の一般原則」改訂のポイントと運用課題:第 7 回 富山市学校給食食中毒事件を事例とした HACCP に基づく理論的考察(推論)、月刊食品工場長 5 月号、p56-59、2022

《提言》 国が求める「GAP指導現場での効果的な方法」 —GH農場評価制度を利用した国際水準 GAP 推進モデル—

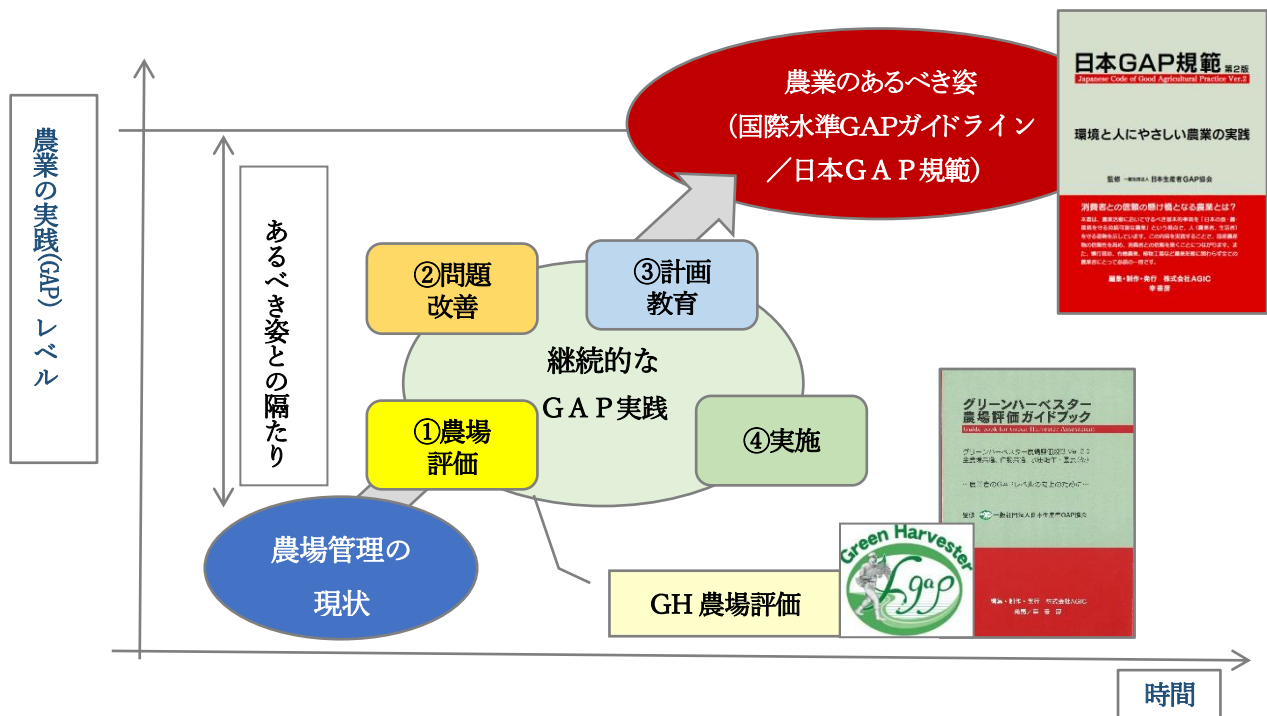
一般社団法人日本生産者GAP協会
教育・研究委員会

1. 持続可能な農業経営と産地育成のためのGAP教育システム

日本生産者GAP協会は、持続可能で適正な農業実践(GAP)の行動規範として「日本GAP規範」を発行(第2版 2021年9月)しています。また、実際の農場管理レベルを評価する「グリーンハーベスター(GH)農場評価制度」を策定しています。

個々の農場及び生産組織のGAP推進のためには、農場運営及び組織管理の実態を評価し、「日本GAP規範」に示された適正な実践(グッドプラクティス)との隔たりがあれば、運営や管理方法などの改善指導をすることが必要です。「GH農場評価制度」は、GAPの実践やその指導を効果的かつ効率的に行う優れた手法として、多くの都道府県やJAグループに取り入れられています。

農業経営体の実情に即した効果的で効率的なGAP推進



「GH農場評価規準」は、日本の法令や規則等に基づき作成された「日本GAP規範」に基づき、かつ国際取引等で広く使用されている「GLOBALGAP認証」の基準をカバーし、農林水産省が策定した「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(旧ガイドライン)」に完全準拠しています。同省は2022年3月8日付で新たに「国際水準GAPガイドライン(新ガイドライン)」を策定し、2030年までにほぼ全ての産地で新ガイドライン水準での実施を目標としています。「GH農場評価規準」は元来、新ガイドラインで示す範囲をカバーしており、現在、新ガイドラインとの準拠確認についても審査を申請し(5月20日)、同省にて精査中です。

2. JAの営農指導と行政の普及指導で最も効果的なGAP推進

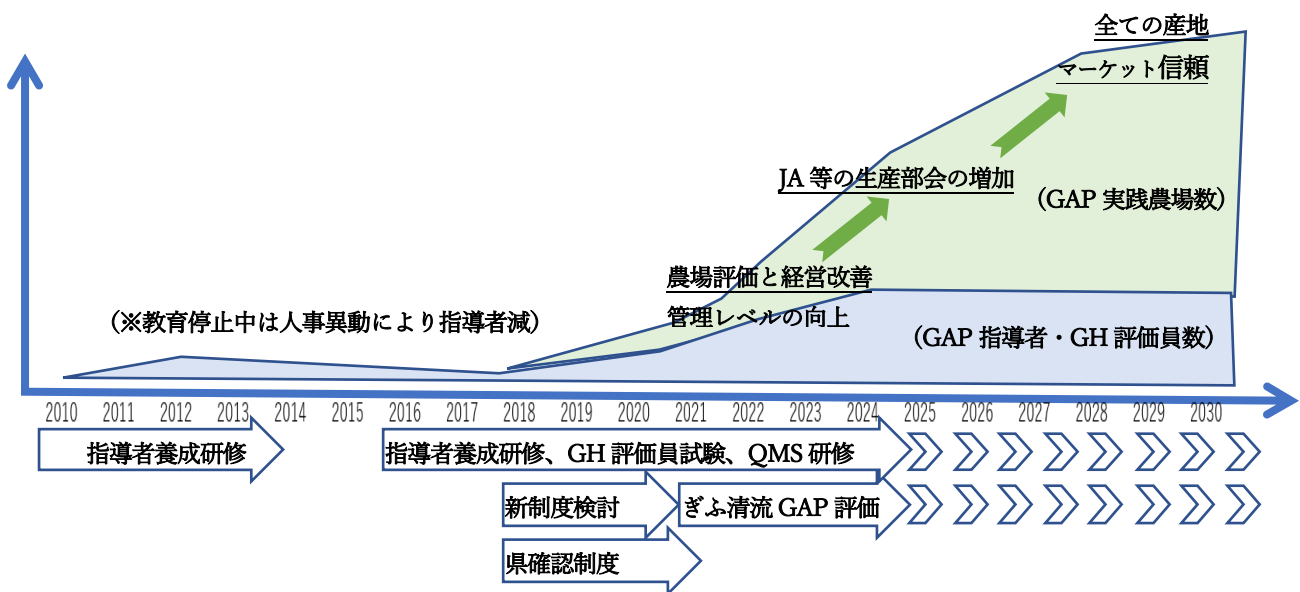
日本の農業政策の柱として、「令和 12 年までにはほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進する」ことが閣議決定されています。(2021 年度GAPシンポジウム講演資料)

日本農業の圧倒的多数である小規模の家族経営農家が、「SDGs(持続可能な開発目標)」や「みどりの食料システム戦略」の最大のテーマである「持続可能で適正な農業実践(GAP)」に対応していくためには、主体的な協同の力とそれを支える行政支援が必須です。それは、これまでの業務にプラスするGAP推進ではなく、都道府県の普及指導員やJAの営農指導員が日常的に実行している本来業務としての農業指導の中で「生産者のGAPを支援すること」で達成されます。GH農場評価制度は、そのために設計された教育・評価システムであり、これまでの12年間で県の普及事業とJAの営農活動で実証されてきました。

JAグループ(全農)の令和 4~6 年度の中期 3 年計画では、国際水準GAPの取組みに向けて、GH農場評価制度を活用した生産者・部会等への普及拡大と、そのための評価員養成支援を実施することが決定され、地域ごとにGH農場評価員の養成研修が開催されています。(2021 年度GAPシンポジウム講演資料)

岐阜県では、「GH農場評価制度」を採用した県主管の農場評価制度「ぎふ清流GAP評価制度」を開始しています。この新たな制度は、「2020 オリ・パラ大会」に向けて一時的に設置された県確認制度を廃止し、いわゆるGAP認証ではなく、岐阜県農業振興のためのGAP教育手段として策定されました。岐阜県では、県確認制度以前から「GH農場評価制度」に基づく指導者養成を実施しており、県確認制度の審査員もGH農場評価員試験の合格者を任命していました。「ぎふ清流GAP評価制度」の開始時は個別農場による申込が多かったものの、今後は県内全ての農業者への取組み普及に向けて、生産組織を単位とした取組みを広げていくことになるとのことです。(2021 年度GAPシンポジウム資料)

GH 農場評価制度の成果とGAPによる地域農業振興計画



《GAP シンポジウム特集Ⅱ》持続可能な農業の国際戦略の方向

【講演1】 農業の競争力強化と持続的な発展につなげるGAP

国際水準 GAP の具体的な取組み 農林水産省農業環境対策課

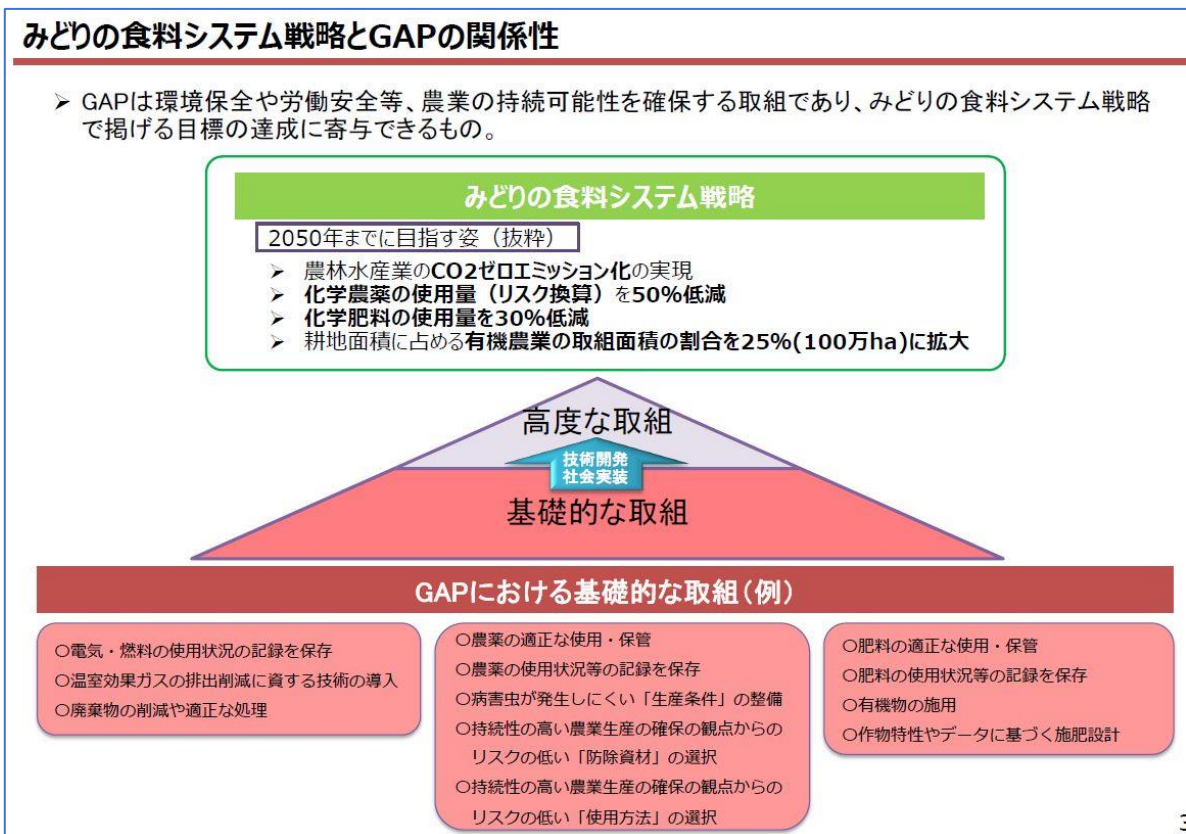
*「みどりの食料システム戦略とGAP政策」,2021年度GAPシンポジウム,農林水産省農業環境対策課の講演を参考・引用しました。

我が国におけるGAP普及の背景

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材の調達基準としてGAP認証等が採用され、GAPの認知度が向上し、全国でGAPの取組が広がった
- ・今後は、国際的な農産物の取引が増加していることも踏まえ、食品安全、環境保全、労働安全(現行の共通基盤ガイドライン)の取組に、人権保護及び農場経営管理の分野も加えた「国際水準GAP」として全国の産地に普及する。輸出では、労働者の権利保護等に配慮した原料調達が取引先から求められる。

「みどりの食料システム戦略」で、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目指す

- ・農林水産業の持続的な発展のためには、化学農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等による環境負荷低減が必要である。






GAP は、農業において持続可能性を確保するための取組であり、SDGs の理念との親和性が高い。

・国際水準 GAP は、人権保護及び農場経営管理の2分野を追加することで、SDGs が目指す経済・社会・環境が調和した持続可能な世界の実現に幅広く貢献できる。社会全体で SDGs への対応が求められる中で、農業者が国際水準 GAP に取り組むことにより、自らが SDGs へ貢献していることを理解するとともに、その取組が実需者、消費者などに広く知られるように発信していくことが重要である。

国際水準 G A P の取組と対応するSDGs目標、ターゲット

国際水準 G A P の 5 分野に取り組むことで得られる効果は、世界共通の成長戦略であるSDGsの目標、特に環境分野の目標達成に貢献。

区分 (5分野)	国際水準 G A P に取り組む ことで得られる主な効果	国際水準 G A P の取組に対応する主なSDGs目標、ターゲット
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全リスクの低減、排除 ・農地土壌の適正な管理 ・肥料の適正な使用 ・堆肥の適正な製造と使用 ・農業の適正な使用 ・病害虫、雑草の発生抑制 ・廃棄物の削減 ・排水、廃棄物の適正な処理 ・周辺環境への配慮 	2. 持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を实践 (2.4) 3. 有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少 (3.9) 6. 汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化 (6.3) 7. 世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大 (7.2) 12. 化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減 (12.4) 15. 劣化した土地を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力 (15.3) 
食品安全	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全リスクの低減、排除 ・土壌汚染、農産物汚染の防止 ・適正な農業の使用 ・水質汚染の防止 	2. 持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を实践 (2.4) 12. 化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減 (12.4) 
労働安全	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業の安全性の確保 ・機械、器具等の安全な使用 ・適正な機器管理 ・農業、肥料の適正な管理、保管 	2. 持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を实践 (2.4) 8. 完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事 (8.5) 8. すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進 (8.8) 
人権保護	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業従事者 (外国人雇用者を含む) の保護、人権の尊重 ・円滑な家族経営の実現 	2. 持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を实践 (2.4) 8. 完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事 (8.5) 8. すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進 (8.8) 
農場経営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・経営組織の体制整備 ・経営管理リスクの低減・排除 ・記録の作成、保管、評価、活用 ・ルールの作成、遵守 ・適正な機械、器具等の管理 	2. 持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を 实践 (2.4) 8. 完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事 (8.5) 8. すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進 (8.8) 

農林水産省の「国際水準 GAP ガイドライン」では、国際的に求められる GAP の取組事項を、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の 5 分野に分け、根拠及び参考となる法令・通知等とともに提示する

・国際水準 GAP ガイドラインは、国内外の法令などに準拠するとともに、実需者等から GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP などの第三者認証を求められた際に円滑に認証取得できるよう必要な取組項目を網羅する。

国際水準 GAP の取組拡大

- GAPは、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取組。
- 農林水産省は、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を満たした国際水準 GAPを推進。

< 食品安全 >



包装資材のそばに灯油など汚染の原因となるものを置かない



堆肥置き場や調製施設では、専用の履物を準備する

< 環境保全 >



廃棄物を農場に放置しない



農薬空容器は分別して処分

< 労働安全 >



危険な作業はスイッチを止めてから行う
(巻き込まれ防止)



危険箇所の掲示をする

< 人権保護 >

- ・ 家族経営協定の締結
- ・ 技能実習生の適切な労働条件の確保 など

< 農場経営管理 >

- ・ 責任者の配置
- ・ 教育訓練の実施、内部点検の実施 など

5

国際水準 GAP の具体的な取組み

(1) 国際水準 GAP に取り組む農業者のメリットの明確化

取組み内容の標準化

- ・ 主要品目に対応した分類ごとの国際水準 GAP ガイドラインの策定
- ・ 国際水準 GAP ガイドラインに基づく取組のわかりやすい解説書の策定

メリットの明確化

- ・ 国際水準 GAP ガイドラインに基づく取組のデータ化の促進
- ・ 国際水準 GAP ガイドラインに基づく取組の SDGs や環境負荷低減などへの貢献の見える化

(2) 国際水準 GAP の取組拡大に向けた指導体制の構築

指導員の育成強化

- ・ GAP 指導員を対象としたコーチング技術の向上を図るための研修の実施
- ・ GAP 指導員を対象としたデータの記録、活用の能力向上を図るための研修の実施
- ・ GAP 指導員を育成するための研修受講等に対する支援



JA 等と連携した面的にまとまった取組の推進

- ・GAP 指導員を対象とした団体の組織化に向けた指導力向上のための研修の実施
- ・GAP 指導員を育成するための研修受講等に対する支援
- ・環境負荷低減に取り組むことを要件とした団体認証取得の支援

(3) 実需者及び消費者の認知度向上に向けた取組

- ・国際水準 GAP と SDGs の各ゴールとの対応の見える化
- ・農業者が SDGs への貢献を実需者、消費者等に発信できる仕組みの構築
- ・関係省庁と連携した消費者に対する情報発信の実施

《GAP シンポジウム特集Ⅱ》 持続可能な農業の国際戦略の方向

【講演2】 人と環境にやさしい信頼される農場になる取組み

2020年11月に岐阜県が創設 ぎふ清流 GAP 評価制度

*「ぎふ清流 GAP 評価制度について」,2021年度 GAP シンポジウム, 岐阜県農政部農産園芸課の講演を参考・引用しました。

ぎふ清流 GAP 評価制度の主な特徴

①生産者が取り組みやすい農場評価制度

- ・評価項目ごとに取組状況の評価基準を設け、農場評価を点数化することで、生産者の管理レベルを的確に把握できる

「GH 農場評価制度」の導入

- ・GH 農場評価は、生産者農場の健康診断です
- ・ぎふ清流 GAP 評価制度では、第三者機関の専門評価員が公正に農場を審査する
- ・健康診断(農場評価)に基づいて、必要な改善を指導する

②上級グレードを目指せる評価制度

- ・国際水準の GAP に準拠しており、客観的な評価に基づいて上級レベルを目指せる
- 「GH 評価報告書」は持続可能な農場経営と産地育成のための GAP 教育システムです
- ・評価項目はリスクレベルに応じて5段階評価
 - ・生産者の持ち点 1,000 点からの減点方式
 - ・農場管理の全体像と個々の項目ごとにコメントする

③生産者の経済負担が少ない評価制度

- ・評価登録料は、農場評価1件につき 3,300 円。評価は3年間有効

④ロゴマークによるPR

- ・農場評価が一定水準を満たす場合に、ロゴマークを使用して買手に表示することができる

2022年に行政が GAP 推進に取り組む背景

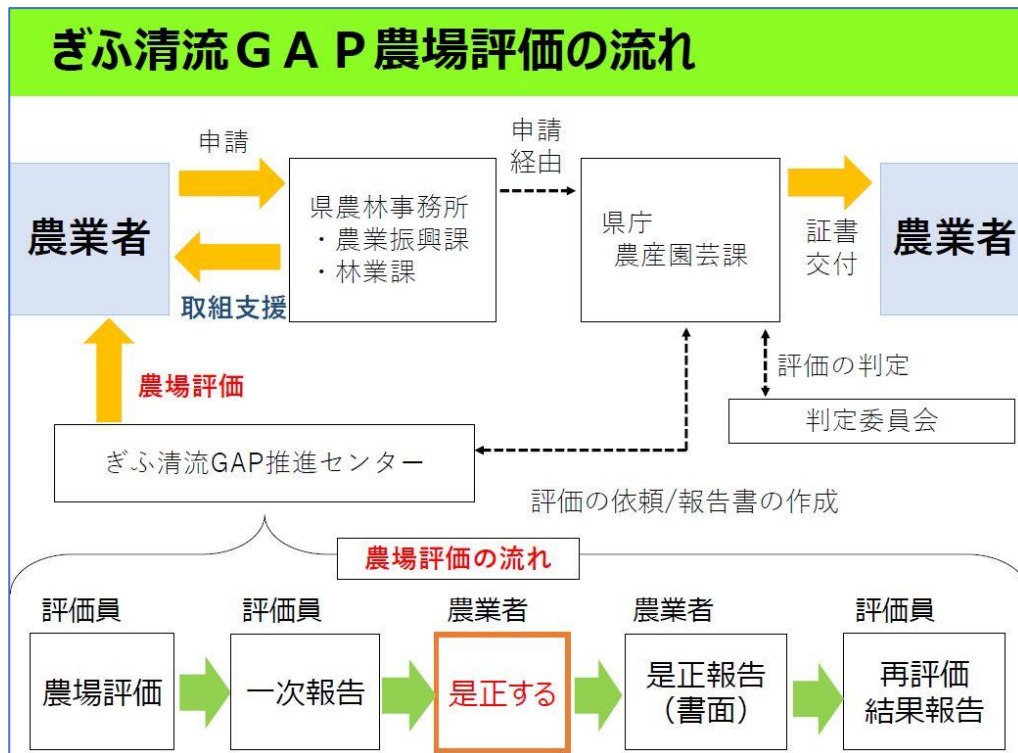
- ・オリンピック・パラリンピックの開催で、県 GAP 確認制度が終了した
- ・農林水産省のガイドラインが国際水準 GAP になる
- ・農家には経済負担が多すぎて民間認証に取り組み難い

「ぎふ清流 GAP 推進センター」創設の理由

- ・取組が多岐にわたるためワンストップ窓口の設置が必要
- ・岐阜県農業の基盤づくりが重要
- ・農業者と行政が一体となった取組が大切
- ・現場の疑問に対応できる指導(教育)体制の整備が必要

「グリーンハーベスター農場評価制度(GH 評価)」選択の理由

- ・段階的にステップアップができること
- ・客観的な評価がなされること
- ・経済的負担が少ないこと
- ・生産者に対する継続した GAP 啓蒙活動ができること
- ・GAP の認知度(消費者、流通業者等への PR)ができること





農場の評価レベル



○取組レベルに応じて、証書発行やロゴマーク表示が可能

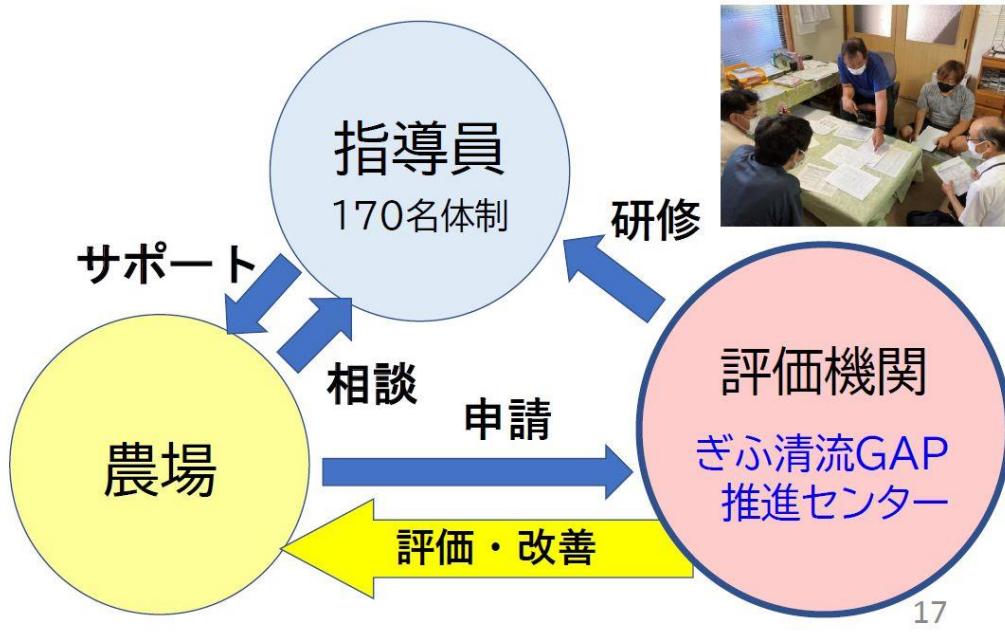
達成レベル	評価得点	交付書類		ロゴマークの使用範囲		
		結果報告書	評価証書	PRグッズ 農場 パンフレット等	農産物・包装資材 への表示	
					要件 充足	要件 不十分
Advance アドバンス	600点以上	○	○	○	○※	×
Basic ベーシック	600点未満 400点以上	○	○	○	×	×
Challenge チャレンジ	400点未満	○	×	×	×	×

※ロゴマークの使用要件

- ・評価を受けた農林産物が区分出荷できること。
- ・評価結果に評価 4（喫緊の問題）が無いもの。
- ・残留農薬検査結果の提出（農薬不使用が確認できたものは免除）。
- ・組織・団体の場合は「施設評価」の評価を受けること。

23

GAPの指導と評価体制



17

G A P 指 導 員 育 成 研 修

○普及指導員を中心に、県内全域に指導員が配置されるよう
計画的に指導員育成研修を実施（講師協力：(株)AGIC）

研修等名	対象	受講資格	人数	実施日
GAP指導員ステップアップ3 組織評価員育成研修（2日）	ぎふ清流GAPセンター GAP指導員	下記1～3の研修を履修し、修了した者 1 GAP指導員養成研修 2 GAP指導員ステップアップ（QMS）研修 3 GAP指導員ステップアップ（HACCP）研修 ※GH農場評価制度組織評価員資格の取得	5人	6月29日
				6月29日
GAP指導員育成研修① ①基礎研修・1日	農政部職員	GAP指導員資格取得を希望する者 ※GH農場評価制度農場評価員資格の取得	20人	6月15日
GAP指導員育成研修② ②農場トレーニング（1日）	農政部職員			6月16日
GAP指導員育成研修③ ③農場評価員試験	農政部職員			9月16日
				9月17日
GAP指導員ステップアップ1 QMS研修（1日）	GAP指導員	下記の要件を満たす者 1 GAP指導員資格取得者 2 ステップアップ研修2を受講すること	20人	9月8日
GAP指導員ステップアップ2 農業者のためのHACCP研修 ②（2日）	GAP指導員	下記の要件を満たす者 1 GAP指導員資格取得者 2 ステップアップ研修2を受講すること	20人	12月
				12月

ぎふ清流GAP農産物のPR





《GAP シンポジウム特集Ⅱ》 持続可能な農業の国際戦略の方向

【講演3】 JAの営農事業を改革する

GH 農場評価制度でスムーズな GAP 認証への移行

「JA グループの GAP 推進戦略について」,2021 年度 GAP シンポジウム, 全国農業協同組合連合会 耕種総合対策部 GAP 推進課の講演を参考・引用しました。

JA グループ GAP 支援チームは、生産者の状況に応じた段階的な GAP 取組みの支援を行っています

①農業で守るべきことを体系的に管理する行為が GAP です

- ・「国際水準の GAP をする」に向けた取組み・支援を重点課題に位置付けて積極的に展開
- ・実需者のニーズをふまえながら、販売力強化の視点で「国際水準の GAP 認証取得」を支援
- ・グリーンハーベスター(GH)農場評価制度の生産者・部会等への普及拡大とそのための評価員養成の支援

②ほぼすべての国内産地で国際水準の「GAP をする」ことを支援します

- ・生産者が GAP を理解する
- ・5 分野(食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理)の取組みを開始する
- ・継続して改善している状態が確保されていること(結果と同時に過程も)が重要

「GAP をする」手法として、GH 農場評価制度を活用しています

①GAP を通じて、部会や JA の課題を見つけ、改善できるツールが GH 農場評価制度です

- 1) 農水の現行ガイドラインに準拠し、多くの道府県で GAP 指導員の要件となっている(今後導入される、国際水準 GAP ガイドラインが求める 5 分野も網羅)
- 2) 農家の実情に応じた目標設定、取組みが可能
- 3) 結果だけでなく、過程の管理が可能(点数化によるモチベーション維持)です
- 4) 営農指導や TAC 活動として活用することが可能です
- 5) コストが掛からない
- 6) 営農指導を点ではなく、面的に展開することができます

②GH 農場評価制度に取り組み、必要に応じて GAP 認証へのスムーズな移行が可能です

- 1) GH 農場評価制度は国際標準の GAP 認証と内容面で互換性があります
- 2) GH 農場評価員補は GLOBALG.A.P 認証の内部検査員として活動できます

GAP 支援のプロセス「GH 農場評価」で営農事業の改革をすすめる

手順1

- ・JA 内部で GH 評価員を育成する(講習会参加+実地+試験)
- ・GH 評価をどの生産部会で実施するかを策定する(センター単位・グループ単位でもアリ)

手順2

- ・「JA グループ GAP 支援チーム」が生産部会向けに GAP や GH 評価の内容等を説明する
- ・支援チームと JA の GH 評価員で部会員などの農場を評価する

手順3

- ・評価内容を分析する(GH で見えてきた課題の抽出)
- ・分析内容を受けて支援チームと対応策を検討する
- ・JA 営農指導員の業務の整理・営農指導の課題を抽出し役員と話し合う

手順4

- ・部会役員・JA 部次課長との後半に向けての話し合い・スケジュール等を打ち合わせする
- ・生産部会全体でのリスク評価の講習会
- ・生産履歴や記録帳票、手順書の作成(最善)を支援する

手順5

- ・生産部会員向けの内容、記録類等の周知
- ・部会の農場評価、課題の解決・次の展開への話し合い

手順6

- ・生産部会としての課題解決にむけて次年度、及び他生産部会 JA 全体での取り組みに変換
- ・総括(JA、経営体を含めて)
- ・期間は1年~2年間をかけて醸成していく

【事例紹介】 GHで営農事業改革を!! (現状認識の手法として)

【キーワード】

- ・営農事業 = コストセンター、事業の最後の砦、人員不足
- ・事業改革 = 現場を回れない、現場を知らない、何をするかわからない
- ・TAC、営農指導員 = 若返り、経験不足、技術不足、役に立たない
- ・若手生産者 = JA離れが加速
- ・法人 = JAとはドライな関係
- ・JA = 縦割り、総合対応ができない (GAPに対応できない)



【ここがポイント】

- ① GH農場評価は、**訪ねて話が聞ける営農指導ツール**
- ② 評価結果を分析することで、**相手を知り、自らを知る。**(後始末が大切)



【事例紹介】GHで営農事業改革を!!
(生産者の要望が浮き彫りに)

- 生産者間において、**収量や品質にバラつきが存在する**
⇒栽培技術の向上、収量の増加 (肥料、農薬、技術)
- 系統外への**出荷の実態が明らかになる**
⇒販売単価、売り上げ、手取りがJAに出すことで担保される
- 系統外からか**資材の購入実態が明らかになる**
⇒JAに聞けば、肥料から農薬、機械まで何でも応えてくれる
- **組織体制や経営実態、作業体系が見えてくる**
⇒規模拡大、資金相談、卒の新規就農、悩みや課題も受け止めてくれる



【ここがポイント】

GHに取り組むことにより、生産活動全体の状況が明らかになる。

15

【事例紹介】GHで営農事業改革を!!
(キーワードは**プロ**)

- 栽培技術の向上、収量の増加
⇒ 生産者を上回る**プロ**の指導員の育成、購買店舗の**プロ**の担当者育成
- 販売単価、売り上げ、手取りがJAに出すことで担保される
⇒ 販売方法、販売先、契約、物流の**プロ**販売担当者の育成
- JAに聞けば、肥料から、農薬、機械まで何でも応えてくれる
⇒ ベテラン営農指導、TAC、機械担当者の**プロ**が拠点にいるJA
- 規模拡大、資金相談、卒の新規就農、悩み、課題も受け止めてくれる
⇒ ベテラン営農指導、TAC、機械担当者の**プロ**が拠点にいるJA



【課題】

しかし、**プロ**を育成する**人的、時間的、資金的な余裕はない!**

16

【事例紹介】GHで営農事業改革を!!
(営農事業の**プロ化**)

突然のプロ化は難しい。資源もない!



プロ化しない!

- ⇒ 生産者の課題を見つけ、プロに相談すればよい
- ⇒ 解決はオールJAで臨む
- ⇒ **「課題を見つける目」**、そのツールがGH農場評価



JA

県域
(経済連、全農県本部)

全農本所

17

【事例紹介】 GHで営農事業改革を!!
(課題解決に向けて)

GH評価
(現状の確認)

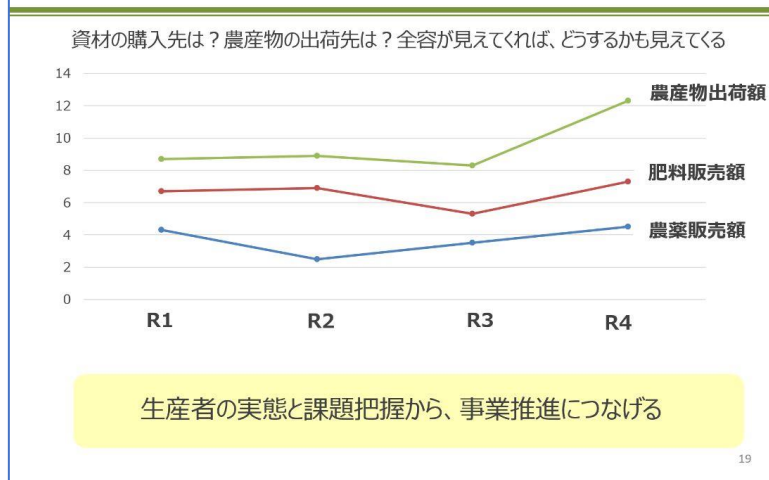
課題分析
(課題の整理)

課題解決
(組織全体で)

- 事業の棚卸と課題の見える化
- トップマネジメントによる課題解決、解決への加速化
- 各階層（JA、県域、全国連）が総合力を発揮し、**プロとして課題解決**
- GAPの実践手法に留まらず、**組織運営や人材育成などの手段**として捉える
- 新たな業務、特別な業務ではなく、**JAの通常業務**としていく

18

【事例紹介】 GHで営農事業改革を!!
(事業としての効果測定)



まとめ

- GAPをするだけで、農産物に**付加価値**は生まれない
- GAPをするだけで、**経営改善**にはつながらない



- 課題を見つけ、ゴールを定める
 - ゴールまでの進捗を把握し、効果測定を行う
- 事業に実践的に活用できる**ツールがGH農場評価制度



《GAP シンポジウム特集Ⅲ》 世界の GAP ステージ3(実践のポイント)

2021 年度 GAP シンポジウム(2022 年 2 月 8 日)総合討論まとめ

世界の GAP ステージが第3段階に移行する中、オリパラ後の日本の GAP 推進はどうあるべきか議論を深めました。また、農林水産省の新たな政策「みどりの食料システム戦略」を意識した「日本 GAP 規範第 2 版」と、その実現に向けた岐阜県の GAP 政策、及び JA グループによる新たな GAP 普及の取組みについて議論を発展させました。

当日の総合討議の内容を要約して掲載します。

【討論 2-1】 農林水産省にたずねる 持続可能な農業の国際戦略

GAP 取組の負担はどうすれば軽減できますか？

○参加者

国際水準 GAP の取組みを指導する際に、JA 事務局の負担があまりにも大きく営農指導の足枷になっているように思います。職員 4 名程度で、延べ日数 50 日以上拘束されているような感触です。何か取組み主体者の負担軽減につながるような方法はないのでしょうか？

◎司会者

質問は、組合員農家が GAP 認証に取り組む際における JA の負担ということです。「岐阜清流 GAP による地域農業振興戦略」と「JA グループによる農場管理の指導システム」の説明がありましたが、GAP の普及教育について農林水産省の方にお答えをお願いします。

国は GAP 指導者の育成と GAP 研修体制を推進する

◎農林水産省講師

取り組みしたい人たちの負担軽減に繋がるかどうかは難しいところですが、JA の取組みにおいては、都道府県との連携は非常に大事だと思うんです。農水省では、GAP 指導員の育成ということで、都道府県を通じて普及員や JA の営農指導員を GAP 指導者として育成する事業やその体制整備を支援しているところです。都道府県と JA とが一体感を持って進めていただくということが課題解決の一つの答えかと思います。

その上で、JA の事務局の負担をどのように軽減していくかということですが、農水省としては、国際水準 GAP の推進において、JA などの組織的な GAP の取組を面的に広めていくことを目指しております。中でも、GAP 研修について今後どのように進めていくかということを検討していきたいと思っています。いずれにしても JA の取組は強化していきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

「みどり戦略」は農業の技術革新を伴った GAP 対策でもある

○参加者

「みどりの食料システム戦略」では「GAP」という言葉(文言)はなかったと思いますが、GAP を戦略に位置づけなかった理由があるのでしょうか。GAP は環境保全と労働安全や食品安全などの取組みも含むので、環境をメインとした政策には入らなかったのでしょうか。

◎農林水産省講師

GAP の文言がまったくない訳ではなく、資料の2ページの「みどり戦略」抜粋を見ていただくと、具体的な取組の一つとして「持続的な生産に資する GAP の導入推進が必要である」と記載しています。



ただご指摘の通り「GAP」という文言をあちこちに記載している訳ではございません。「みどり戦略」は、新しい技術や生産体系を開発してイノベーションを創出し、2050年までに目標の達成を目指す戦略になっています。すでに生産現場で取り組まれているものをどう推進していくかという戦略ではありませんので、「GAP」という文言はあまり出てこないということになります。

しかし、イノベーションの結果として開発された技術の社会実装、らたな農業技術や生産体系をどうやって現場に普及させていくかという点で、やはり「GAP」による普及が必要だと認識しています。

国際水準 GAP を推進する方法として GH 農場評価制度を推奨しますか？

○参加者

今後、都道府県 GAP を国際水準 GAP に合わせていく際には、具体的には GH 農場評価の活用をお考えでしょうか？または他に良い方法はあるでしょうか？

◎司会者

他の参加者から、国が進める国際水準 GAP とは資料に示された5つの分野を含む GAP を実践することと理解してよいでしょうか？また、それらを進めるにあたって GH 農場評価制度を活用したいと考えているがご意見を聞かせてくださいという質問がありましたので合わせてお願いします。

「GH 農場評価制度」も都道府県の考え方で進めていただければ良い

◎農林水産省講師

今後の国際水準 GAP の推進に当たっては、都道府県GAPの規準を、5分野を満した国際水準に引き上げていくことをお願いしていこうと考えています。その際、ステップアップでの農業者の取組水準の引上げなど、各都道府県の方針や考え方が様々あることは承知しています。国として、ほぼ全ての産地で国際水準 GAP に取り組んでもらうという目標は、都道府県の皆さんと一体感を持ってしっかり進めたいと考えていますので、都道府県の皆さんの声を聴きながら進めていきたいと思ひます。

「GH 農場評価制度」ですが、この制度は私もよく承知しておりまして、GAP の実践内容をレベル化するという、他にはない画期的な取組だと認識しております。

今後、我々は GAP 認証を取るのではなく、GAP の実施、つまり「GAP する」をしっかり普及していきたいと考えています。「GAP する」を普及・指導するための仕組みとして、「GH 農場評価制度」は非常に優れているという認識です。

今後、国際水準GAPの普及に向けてどういう手法で進めるかは各都道府県の判断によりますが、「GH 農場評価制度」の活用も当然良いと思ひますので、それぞれの考え方で進めていただければと思ひます。

GAP 指導者は JA 営農指導員、普及指導員およびその OB などが考えられます

○参加者

国は GAP 指導員の人数を増やす計画のようですが、指導者の外部委託は可能でしょうか？県の普及指導員や JA 営農指導員だけでは業務が増えすぎてしまうのではないかと心配しています。一方で農業者としては、日頃から信頼できる普及指導員または JA の指導員による相談活動として GAP の指導を受けたいという気持ちがあります。

◎農林水産省講師

基本的に、都道府県はそれぞれが策定する計画に沿って GAP の指導者を育成することになりますので、その方



法を国が指定することはありません。外部委託という意味では、例えば指導者育成の研修講師を委託することは多いと思いますが、農業現場で実際に指導に当たる者は、都道府県の普及指導員と JA の営農指導員がその大半を占めています。

今後、GAP 指導員を増やしていくに当たって、基本的には、普及指導員や JA の営農指導員を想定していますが、各都道府県の考え方によっては、例えば、普及 OB の方にご活躍いただくということもあるかと思えます。

国の補助は、農場の改善や GAP 認証の継続監査にもありますか？

○参加者

このところ GAP 認証の農場数が右肩上がりに伸びているようですが、新規ではなく、認証の維持・更新はどのようになっていますか？

◎司会者

国の GAP 政策の中に農場のリスク低減の事業があるようですが、その予算は少ないように思いました。新規に GAP 認証に取り組むに当たっての農場改善の補助があれば取り組み易いように思います。

GAP 認証は主体的な取り組みですが、環境問題への地域的取り組みなどを推奨します

◎農林水産省講師

GAP 認証を取得してもすべてが継続しているわけではないようです。相当数の農場が継続審査を行わない実態のようですが、今はそれを上回る新規の取得農場があるということです。

農場のリスク低減事業についてですが、現在、予算化しているのは農場のリスク低減の実証事業です。3年程度の実証事業を行って、それらを GAP 指導に生かすなど、多くの農場で利用してもらうことを狙いとしております。

一方、令和4年度予算においては、環境負荷低減にかかる取組を行うという要件はありますが、都道府県向け交付金で GAP の団体認証取得の支援を受けられるように措置していますので、都道府県と相談の上で是非手を上げていただければと思います。

担い手問題、労働衛生、人権問題も GAP の重要な課題です

○参加者

人権問題を含む農業の労働環境改善は GAP と一体的に対応すべき課題だと考えています。農業の働き方改革を GAP 実践の観点から進めないと、多様な人材働き手を継続的に確保することは困難になっています。農林水産省においては部門縦割りではなく、部門間の連携により対処する考え方はありますでしょうか？

国際水準 GAP を柱に農政をワンストップで展開する

◎農林水産省講師

ご指摘の縦割りの部分は農水省として耳の痛い話です。農業政策の中では、喫緊の課題を様々に抱えていて、それぞれに進めているわけですが、国際水準 GAP を政策全体の中にしっかりと据えて、それをワンストップ的に生産現場に下ろしていくという連携・統合を目指したいと考えています。ご指摘のように、農作業中の死亡事故が他業種に比べて非常に高い状況ですが、農作業安全だけでなく、農薬や肥料など、農林水産省内の様々な部局に所管が分かれています。この問題に対して、現在、策定作業を進めている「国際水準 GAP ガイドライン」では、生産現場で取り組むべき内容を一元化して示していくことで、都道府県や JA でしっかり国際水準 GAP に取り組んでいただける



ようにしたいと思っております。

GAP 推進と農産物販売促進は一体的に進める必要がある

○参加者

ポストオリパラ対策で、GAP 普及と農産物食品販売促進の部門連携が必要だと考えています。この連携が不十分なため、生産者、産地、JA への動機付けが弱く、オリパラ後 GAP 普及は低調です。これらについても、農林水産省内の部門間連携により対処する方策はおありでしょうか？

「GAP とは、農業分野のSDGs である」という認識を

◎農林水産省講師

GAP 普及と販売促進の部門の連携ということですが、非常に難しい課題だと認識しています。なかなか解決策を見出しにくいのですが、一つは SDGs の観点が考えられます。実需企業に対して、GAP による SDGs の見える化の取組を進め、「GAP=農業のSDGs」であると示すことで理解を深めてもらうことを進めたいと考えています。意識の高い食品企業では、企業の社会的責任の観点(デューデリジェンス)で関心を持ってもらえると考えています。

実践の現場では、都道府県、JA グループが連携して都道府県全体として推進していただく体制を整えば非常に理想的だと考えています。国としても、そういった取組を後押しできるような仕組みを考えていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

GAP パートナー企業と農業者のマッチング事業の成果は

○参加者

国が進めている GAP パートナー企業と農業者のマッチング事業の成果は？

◎農林水産省講師

農業者から数百の情報提供がありますが、1割強ぐらいは「パートナーからの働きかけがあった」との回答があり、そのうちの一定数は取引に結びついていると聞いています。

GAP は農業分野の SDGs である

○参加者

GAP に取り組む農業者のメリットを見える化することが必要です。

○参加者

消費者や流通事業者に認知される仕組み作ることが必要です。

◎農林水産省講師

「GAP とは、農業分野のSDGs である」と前面に押し出して、農業者が SDGs への貢献を見える化すると同時に、GAP に取り組めば実需者・消費者に対して農業者が SDGs に貢献していることをアピールできる仕組みを構築していきたいと考えています。

例えば、「みどりの食料システム戦略」では補助事業等へのクロスコンプライアンスの導入等を謳っています。GAP をしっかりやっていたら、この課題をクリアできるはずだと我々は認識しておりますので、このクロスコンプライアンスの導入と GAP の取組を絡めて推進できればということも考えています。



《GAP シンポジウム特集Ⅲ》 世界の GAP ステージ3(実践のポイント)

2021 年度 GAP シンポジウム(2022 年 2 月 8 日)総合討論

世界の GAP ステージが第3段階に移行する中、オリパラ後の日本の GAP 推進はどうあるべきか議論を深めました。また、農林水産省の新たな政策「みどりの食料システム戦略」を意識した「日本 GAP 規範第 2 版」と、その実現に向けた岐阜県の GAP 政策、及び JA グループによる新たな GAP 普及の取組みについて議論を発展させました。

当日の総合討議の内容を要約して掲載します。

【討論 2-2】 東京オリパラ後の日本の GAP 推進はどうあるべきか 岐阜県の取組み事例に学ぶ

「GH 農場評価制度」に基づく「ぎふ清流GAP」は、国際水準GAP

○参加者

「ご講演、ありがとうございました。とても分かりやすかったです。スライド 5 枚目の国際水準準拠の意味を教えてください。

◎岐阜県講師

「ぎふ清流 GAP 農場評価制度」は、「グリーンハーベスター農場評価制度(GH 農場評価制度)」に基づいています。GH 農場評価は「日本 GAP 規範」、「グローバル GAP 規準」、「GAP の共通基盤に関するガイドライン」に準拠しています。ただし、グローバル GAP は農産物取引のための第三者認証制度ですから、その認証制度の運営に係る特有の規則などは除きます。

◎日本生産者 GAP 協会

補足させていただきます。新年度には農林水産省が農産物の輸出拡大等に向けて「国際水準 GAP ガイドライン」の定義をまとめるとしています。現在の「農業生産工程管理(GAP) の共通基盤に関するガイドライン」の改訂版になると思います。

これまでは、グローバル GAP、ASIAGAP のような農場認証制度の農場検査基準を「国際水準 GAP」という言い方をしていた時期があったと思います。「ぎふ清流 GAP 評価制度」の構築段階では、それらを考慮した GH 農場評価制度を採用することで、国際水準になっているということです。また、農林水産省の共通基盤に関するガイドラインに関しましては、GH 農場評価制度がその基準を満たしているという農林水産省の評価をいただいています。

「ぎふ清流 GAP 農場評価制度」は農産物を販売する組織を重点に指導する

○参加者

ぎふ清流 GAP 農場評価制度の運用内容についての質問です。

生産者団体の評価について、農場の抽出による評価結果に関して、団体の組織内で情報共有や結果検討などの機会を設けられているのでしょうか。普及指導員などの GAP 指導員による支援になると思いますが、個人ではないので組織としてどのように受け止め、改善を図るかが大切になると思いますが、実際はどうでしょうか？

また農場評価の結果から、県等による組織全体の GAP 取組の機運や管理のレベルアップを目指すために、評価農場の抽出方法で工夫している点があれば教えてください。

◎岐阜県講師

評価の結果についてですが、特に組織の農場評価では、組織構成員から抽出した農場の評価結果の平均値やばらつきを把握しますので、組織としては全体や個々の評価項目ごとの検討が可能です。



個々の評価表の公開は、個人情報もありますので産地によって異なると思いますが、基本はいずれも当該農場の問題点の改善に役立てます。

その改善方法の対策も組織によって異なると思います。産地の戦略として、例えば、できるだけ満点に近づけていくべきだというものもあれば、まずは最低限の法令遵守から厳しくして行こう、または、岐阜県の成績アップ規定による「アドバンス」とか「ベーシック」を確保していこうと、産地の組織が全農場の目標達成を目指して改善を図っていくということはされていると思います。

農場評価の抽出方法についてですが、第三者機関が行う農場検査の抽出方法は基本的には無作為と聞いていますが、岐阜県では、産地内の農場のバランスを考え、例えば、栽培面積だとか、農業慣習に差がある場合、新規就農者など農業経験の偏り、など考慮して抽出することも実施しています。

「ぎふ清流 GAP」は、GH農場評価制度を運用(標準)し、岐阜県が運営(機能)する GAP 制度

○参加者

ぎふ清流 GAP 評価制度で、GH 農業評価制度を活用するにあたり、日本生産者 GAP 協会の使用料などは発生しているのでしょうか。両制度は別物という制度なのでしょうか。

「ぎふ清流 GAP 推進センター」の運営費と補助、施設設備、備品、こういったものの補助事業に何かしらの国庫事業を活用しているのでしょうか。

◎岐阜県講師

GH 評価制度を活用する際に農場評価1件につき 3,300 円の評価登録料が発生します。

ぎふ清流 GAP 評価と GH 農場評価は同一の制度です。GH 農場評価制度の中で、ぎふ清流 GAP 評価制度が独自に運営しているというものです。独自運営として岐阜県農業振興上のオリジナル性も持たせたいというところもあります。岐阜県産農産物 PR などのもその一つです。

ぎふ清流 GAP 推進センターの運営費はすべて県費です。GAP 指導員の育成研修等には、ごく一部で国費を使っているということもありますけれども、補助金等含めて基本は県費で賄っております。

ぎふ清流 GAP 農場の販売促進活動を県が積極支援(エシカル消費)

○参加者

ぎふ清流 GAP 評価制度で経営改善に取り組む生産者の農産物の流通販売において、生産者の実感や流通業者の声として、有利販売、優先販売、取引価格の向上等についての効果はいかがでしょうか。販売促進の方法等も教えていただけないでしょうか。

◎岐阜県講師

ぎふ清流 GAP 評価農場の販売促進は、パートナー制度とパートナーによる農産物販売フェアなどです。販売促進は小売りの店頭で行っていますが、パートナーには、卸・仲卸、道の駅、農産物直売所、ホテル・旅館なども参加していますので、様々なイベントが考えられます。

「農産物 PR 活動」に参加する流通・販売事業者の反応を見ますと、「GAP の取り組みはやっぱりいいことだ」と認識されております。ただ、GAP に取り組んでいる農場の商品単価を高くすることを表明するところはありません。違いがあるとすれば、流通—消費者段階において、ぎふ清流 GAP 評価制度の農産物を、消費者に選択していただくことの意味ですね、エシカル消費(環境・社会貢献などへの配慮)として選択する中の一つということで、GAP 評価を受けた農場が判断基準になるという風に解釈をいただいております。



「ぎふ清流 GAP パートナー」に登録していただく際に、キャラバン活動をさせていただきましたが、生産者からは「GAP 農場の農産物の価格が上がることを希望する」声がありました。

現段階は、ぎふ清流 GAP 評価農場の信頼性を取引要件にして欲しいと PR している段階です。オリンピックと関連付けて広く PR しました。今後はまずは県内を中心にし、量販店には県外にも積極的に PR していきたいと考えています。

ぎふ清流 GAP は、生産者自身が強力で推進

○参加者

評価方式の中で、採点の結果を、アドバンス・ベーシック・チャレンジと評価して、生産者に伝え、維持管理されるのは大変な労力が必要と考えます。苦労話やメリットなどがあれば教えてください。

◎岐阜県講師

農場評価の得点結果をアドバンス、ベーシック、チャレンジ、にレベル分けし、それぞれの段階的に応じた GAP 指導方法を取り入れましたが、実際に農場評価をしてみると、生産者は、現地の指導員も含めてできるだけ高いレベル(高得点)にしたいという思いが多く、判定レベルは全農場がアドバンスでした。

推進する側の事業企画で想定していたのは、「GAP は段階的に取り組むほうが良い」ということでしたが、GAP の意味を理解した生産者は積極的に取り組みます。最初に苦労しておいた方が後々楽になるという生産者の考え方を感しました。

ぎふ清流 GAP では、現場の IT 化、農業ビジネスの DX を実現したい

○参加者

今後の取り組みの中で、自己点検の農場評価の効率化という話がありましたが、具体的に何かシステム構築やアプリの開発など意識されているのでしょうか。

◎岐阜県講師

現在は紙ベースで、項目ごとに聞き取りながら手書きしている事務的部分の効率化を図りたいと考えています。まだ具体的化はしていませんが、農場評価の現場で導入されているタブレット端末を使うなどで IT 化することで農業ビジネスの DX を実現したいと考えております。

《GAP シンポジウム特集Ⅲ》 世界の GAP ステージ3(実践のポイント)

2021 年度 GAP シンポジウム(2022 年 2 月 8 日) 総合討論

世界の GAP ステージが第3段階に移行する中、オリパラ後の日本の GAP 推進はどうあるべきか議論を深めました。また、農林水産省の新たな政策「みどりの食料システム戦略」を意識した「日本 GAP 規範第 2 版」と、その実現に向けた岐阜県の GAP 政策、及び JA グループによる新たな GAP 普及の取組みについて議論を発展させました。

当日の総合討議の内容を要約して掲載します。

【討論 2-3】 東京オリパラ後の日本の GAP 推進をどう進めるか JA グループ全農の取組み事例に学ぶ



GH 評価員の教育と内部検査員としての活用を推進する

○参加者

GAP 指導員の育成についてです。私の県では、JA と県関係者を含めて GH 農場評価員を 180 人以上育成してきましたが、組織内の人事異動で、実働可能な人は半分程度だと捉えています。資格保有者の再教育、新規指導者の育成を行う場合には、農水省の推進方策を考慮した内容にすべきだと考えています。具体的には、農場管理に必要な ICT ツール活用、データマイニング、コーチング技術などです。この点について全農の GAP 推進課としては、どのように考えていますか。

◎全農講師

すでに GH 農場評価員の資格を持たれている方のフォローアップですけれども、本日のお話の中で「GH 評価員資格をお持ちの方が、グローバル GAP 内部検査員セミナーを受けたと同等と見なす」という整理が着いたと報告をしました。

それにあたって、既に資格をお持ちの方に対してフォローアップ研修をしなければと思っております。さらに、資格は持っているが何年も時間が経っている方についても、もう一度内容を復習していただく機会を設けたいと思っております。

ただし、全農が主催した講習会の修了生に対して考えてますので、独自企画で行った研修の場合は AGIC さんが実施しているフォローアップ研修会をお願いしたいという風に思っております。

それから「みどりの食料システム戦略」に関連してということですが、私共全農の中でも部門横断的に様々な部署で具体的に内容を考えていくことになってお思います。そういった内容を取りまとめて、実際に GAP に取り組む産地の実態に応じたメニューを使っていくような形を想定しております。

JA 営農指導の GAP 教育ツールとしての GH 農場評価の活用は、販売事業購買事業の活動にも繋がる

○参加者

営農指導の現場では、農薬の適正使用が充分ではなかったり、生産履歴記帳が行き届いていなかったりと様々な問題が指摘されていますが、そもそも JA の指導員が全ての出荷者の栽培管理や出荷の状況を把握し記録を確認する時間が圧倒的に不足している実態があります。講演の中にも指導のプロがいないというお話がありましたが、全国の事例などで解決している事例やヒントなど教えて頂けませんか？

◎全農講師

GAP ですべきことが多すぎて手が回らないということについてですが、基本的には生産者のガイドラインの実践や、指導員が GH 農場評価を行う際には、最終的に求められることの全てを、いきなり実践する必要はありません。生産者の農薬の取り扱いや食品衛生管理等の GAP(適正管理)レベルの進捗に応じて、生産部会などの組織としては、何を何処まで行うかということを選ぶことができるかと思えます。

つまり、個々の生産者や組織の傾向として、日頃の農業生産の実態として、何がどのようにできていないのか、その内容を確認・精査して、優先度をつけて、実行可能な課題についてどこまでやるか、という対応をしていくという形が良いのだろうと考えています。

今回の事例でご紹介させていただきました JA 松任さんにつきましても、最初は全てできるかなと心配でしたが、生産者の日頃の GAP(適正管理)レベルを確認した結果、個別農家の「リスク評価」以外はできそうだと考えてスタートしました。実践においては、生産者、指導者いずれも手が回らないと判断した場合は、それら以外に絞り込んでも、



GAP(適正管理)でやることはあり、またそれらの GAP 指導はできるものです。

生産履歴の管理につきましては、システムなどをうまく活用することで、肥料や農薬使用の自動チェックなども可能ですから、その他の管理システムとの組み合わせでは、生産者の管理作業の大きなフォローにもなります。

JA グループは GH 農場評価を入口にして恒常的な経営管理の改善を目指す

○参加者

GAP の到達点は必要最低限の取り組みであり、グローバル GAP は農業高校でも取り組んでいます。共通ガイドラインでも最低限であるし、グローバル GAP も難しいものではありません。「高度な GAP」という表現はいかなものかと思えます。

◎全農講師

GAP の入り口は一つではありません。評価・改善の後の目指すところが、それぞれ適切な農場管理の状態になれば良いのであって、行政や JA のローカル GAP 規準であっても民間の GAP 認証であっても構わないのかなと思っております。

JA グループとしては、親しみ易い「GH 農場評価制度」を GAP 実践の教育手法として、いわば GAP の入り口として取り組み、農場管理の向上につなげていきたいと考えております。GAP に頂点はなく、農業経営の恒常的な改善活動でもあります。

GAP はそもそも農業分野の持続可能性への取り組み、農業の信頼性確保のための取り組み

○参加者

講演の中で触れられていたかもしれませんが、今問われている「持続可能性」に関して、具体的な課題や可能性を認識されていたら教えてください。

◎全農講師

ご質問の主旨と若干ずれるかもしれませんが、GAP の取り組みを進めていく中で、経済的に持続可能でないと取り組みがなかなか回っていかないのかなということ、日々業務に当たっていて感じているところです。

今回、GH 農場評価制度の事例をご紹介させていただきましたけれども、JA 松任さんですね、いわゆる GAP の取り組み(狭義の GAP)をするということだけではなく、それを実際の事業(農業、農協の業務)につなげていこうという課題を抽出して、具体的に自分たちの仕事として、今やっていることに反映しようと努めています。

経済を伴う組織の事業ですから、そのための評価に直結しない事柄は、なかなか力が入らないもので、また、継続も難しいと思っています。しかし、GAP が目指すものは、そもそも地球環境の課題や農産物事業の信頼性などの本質的・長期的な課題ですから、これから環境面でのグッド・プラクティスとして色々他の取り組みも深まっていくと思いますので、それらを継続して行くことを、我々農業経済団体として、本来の事業にうまくその仕組みを取り入れて、回していくというようなことを意識しながらやってく必要があるのかなと考えております。

《GAP シンポジウム特集Ⅲ》 世界の GAP ステージ3(実践のポイント)

2021 年度 GAP シンポジウム(2022 年 2 月 8 日)総合討論



世界の GAP ステージが第 3 段階に移行する中、オリパラ後の日本の GAP 推進はどうあるべきか議論を深めました。また、農林水産省の新たな政策「みどりの食料システム戦略」を意識した「日本 GAP 規範第 2 版」と、その実現に向けた岐阜県の GAP 政策、及び JA グループによる新たな GAP 普及の取組みについて議論を発展させました。
当日の総合討議の内容を要約して掲載します。

【討論 3-1】SDGs、みどりの食料システム戦略と GAP 農業の持続可能性について思うこと(まとめ)

○司会者

GAP と持続可能性について、全農の取組みとして「農業経営の持続可能性が大切」という話があり、そのためにも「GAP はそもそも農業分野の持続可能性への取組みであり、農業の信頼性確保のための社会的な取組みである」という話をいただきました。

講演者で他の皆様にも「持続可能性」に関してお尋ねしたいと思います。

現在の GAP の課題解決を重ねることが大切

◎岐阜県講師

持続性に関する課題というところでも色々あるかもしれませんが、私としては、まずはゴールや正解が見えないと言ったところがあると思います。とは言え、やはりできることからやっていくという中で、まずは様々な項目が盛り込まれている GAP に関して、そこに取り組みながら、それを土台として正解を見つけていく、そういった取り組みになるのではないかと感じております。

GAP の持続的取組みこそが、GAP 目的の成果を作り出す

◎日本生産者 GAP 協会講師

私は今福井県で GH 農場評価を 10 年くらいやっています、様々な農家の GH 農場評価をしています。多くは水稲農家ですが、最初の GH 農場評価では大方 400 点ぐらい、それが 2 回目に評価しますとプラス 150 点ぐらいになります。それで 3 回目もプラス 150 ぐらいになって、4 回目ぐらいになると、もう農家自身が積極的に、ここは駄目だ、ここを変えなければと、自身が積極的に改善する傾向が見られるということです。

最初の一回二回をしっかりと、その農家に GH 農場評価をして、こういう点が問題だ、こういう点がリスクですよとやって、1 年 2 年経ち管理状況が改善されていくと、経営全体として、GAP レベルは点数で出ますからね、その後の継続が非常に良くなるということです。もう 5~6 年経ちますと大体 900 点(千点満点)ぐらいの管理レベルということが経験的に言えます。GAP の持続的取組みこそが、GAP 目的の成果を作り出していくということです。

農業の持続可能性の達成は GAP 推進がキーポイント

◎農林水産省講師

我が国農業の持続可能は至上命題だと思っています。わが国の統計を、ここ 10 年ほどを見てもみますと、5 年で 30 万戸ずつ販売農家が減っていく状況にあって、現在は約 100 万戸ぐらいの販売農家が我が国にあるという状況です。次のセンサスでは 100 万を切っていくんじゃないかなという状況になっています。

急速に日本の農業者が減って、高齢化も急速に進展している中では、国全体で農業を持続可能なものにしていくことが喫緊の課題だと私は捉えています。その課題を解決するための一つのやり方が、GAP の推進だと考えております。

今回、2030 年での我が国のほぼすべての産地で GAP の実施を目指すということを目標に掲げております。この目



標の達成に向けて本気で進める方策を今検討しております。年度内の 3 月ぐらいには、推進方策を決定して皆さんにお示しできると思います。この推進方策をしっかりと進めて 2030 年に目標達成したいと思いますので、是非とも一緒に進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

GAP の思想は SDGs の本家本元なのです

◎日本生産者 GAP 協会理事長

農林水産省の「本気で取り組む」という心強い話を喜んでいきます。

私は 20 年前の 2002 年に、意欲的な農家の取組み現場で GAP の課題に出くわし、その解決策を求めて欧州の各地を歩いて学んできましたが、残念ながら日本では「GAP 普及第二段階の農場保証制度」(GAP 認証)ばかりが関心の対象となり、GAP 本来の環境保全を重視した持続可能性や農業の社会的責任の問題が主流にはなってきませんでした。

欧州では、約40年前、1990 年ごろから、農業由来の環境汚染や公衆衛生リスクへの対策として適切な農業管理 (GAP) が、農業政策の柱として様々な法制化で農業者に義務づけられました。

その結果として、欧州で農業者のマナーとなった GAP は、農産物のサプライチェーン信頼のための監査制度 (GAP 認証) としてビジネス社会で活用されたのですが、この段階では必然的に食品安全が最大関心事でした。日本では、マスメディアも含めて「GAP 認証=GAP」という認識なので、GAP 本来の持続可能性確保のための GAP が理解されていませんでした。

近年、2015 年の国連サミットで採択された「SDGs」(持続可能な開発目標) が、日本でも国家目標と言われるようになり、持続可能な社会づくりが政治や経済社会でも合意事項になったようです。そのために、「SDGs を農業でも・・・」と言われるようになりましたが、1990 年代に欧米で一世風靡して、2000 年代には、世界の常識となった GAP (及び GAP 認証) は、サステナビリティ&デベロップメントのゴール (SDGs) を目指すことを理念とする政策・実践の本家本元なのです。

農業・農産物の世界だけではなく、SDGs をと定める今だからこそ、「GAP 思想」を本気で良く考えて実践し、結果として消費者に選ばれる農業者になれば、持続可能性の実現に近づくことが可能になります。農業の現場で実践する GAP (適正管理) は、取組事項を比較すればそれぞれ似たような課題ですが、GAP の行動や動作の骨格になる部分の理念をしっかりと据えて、その理念に基づいて農業の実践を行うことこそが、今、必要だということを皆さんに再度お願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします

日本農業で重要な「小規模農家の GAP コントロール」

◎司会者

議論の中で、GAP について色々ご検討、ご努力されている人たちがいることがわかりました。当社では、グローバル GAP が作った固有名称としての「ローカル GAP」がありますが、それを作る前にグローバル GAP の事務局から相談を受けて、スモールホルダー (小規模農家) の GAP 規準というものに関わったことがあります。信頼できる農産物流通を考えれば、小規模農家もすべて GAP であるべきだという考え方です。小規模農家の GAP コントロールを向上させるということが、それはまさに国際水準という考え方になるのでしょうか。

グローバル企業との実際の取引では、小規模農家の農産物を取りまとめるサプライヤーは、各農家の GAP コントロールの全体を統一して管理しなければなりません。そのためには小規模農家全体を一つの組織のように GAP を調整し、同一組織として統制しなければなりません。労働安全などの社会的責任に関しても、事故は自己責任という訳にはいかないのです。食品安全も統一的な衛生管理システムを計画・実行しなければサプライヤーが信頼できる生産組織にはなりません。その意味では、小規模農家は経済的には独立はしています (お金は別々) が、農業経営体

として自立しているとは言い難く(共同で販売している)、構成員(小規模農家)全体の標準化が必要なのです。


家族経営を中心にした日本の農業産地は、今後も小規模農家が大きな担い手であるでしょう。しかし、これまでの「GAP は農家が取り組むもの」という管理スタイルでは、今求められている農業の社会的責任を果たすことは相当に困難です。それでは農業そのものの持続性が存在しなくなります。

そういう意味で、日本農業は「GAP認証」だけにこだわっている場合ではありません。「農業実践の中身」にこだわって、その「認識」というか「気づき」と言うか、そういう動機付けを勧めていく、GAPができる形を周辺りから支えていく、ちょっと引っ張りあげるようなことをやってみようと思います。


家族農業のための GAP(適正農業管理) FAO の GAP ガイドライン紹介 (3) p19~p29


4. 作物はどのように取り扱うか？


◎畑の土壤に適応できる種子を選びます。



◎技術者の推奨に従って、改良された種子や最も頻度の高い病気に耐性のある種子を選択してください。





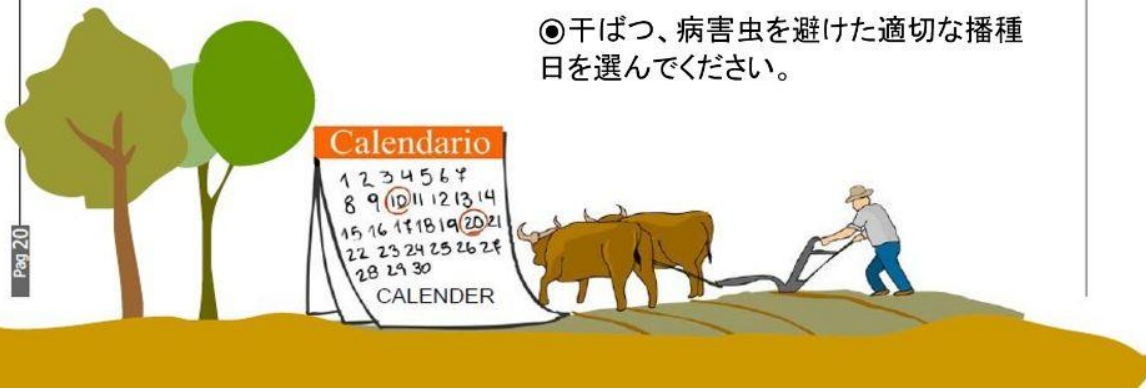


Page 19

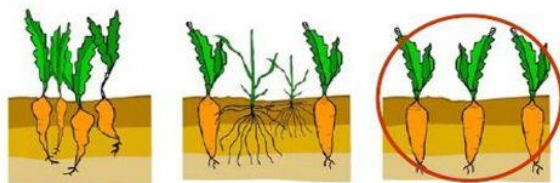
◎必要なら、作物に影響を与えないよう、種子から病害虫を除去する方法を考えましょう。



◎干ばつ、病害虫を避けた適切な播種日を選んでください。

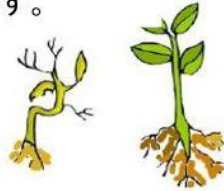


◎廃棄物: 農場内の最もふさわしい場所にゴミ箱を設置し、勤務時間終了後にゴミを捨ててください。



◎密度: 適切な間隔を置いて播種します。

◎移植: 健康な苗を選び、
弱った苗や病気の兆候の
ある苗は捨てます。



◎良く洗浄された清潔な
道具を使用します。



Pag 22

作物の保護について

◎苗床: 日差しや激しい雨から守ります。



◎温室: 温度と湿度を適切に制御する
ための対策を検討します。



◎換気: 季節や作物の必要性を考慮して、
温度、湿度、風をコントロールします。



◎これらの活動については、信頼できる
技術者に相談してください。

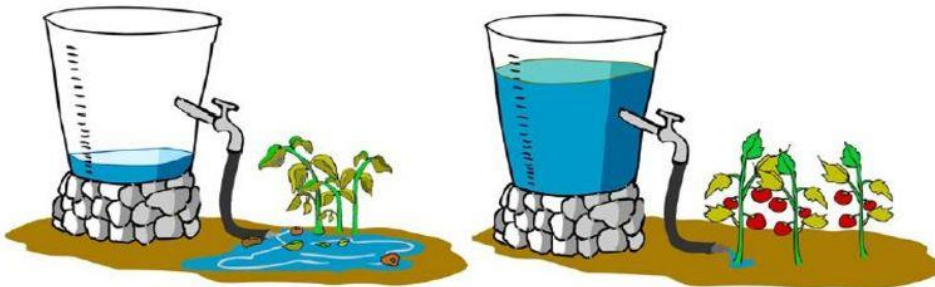
Pag 23

5. 水はどのように使用し管理するか？

◎少なくとも年に一度、畑の水が汚染されていないかどうか分析してください。



◎作物の生育に必要なだけの水量を使用し水を節約してください。



Page 24

◎畑の水源に動物が入らないようにしてください。



◎水源地付近では農薬調製や散布を行わないでください。



◎これらの活動については、信頼のおける技術者に相談してください。

Page 25

5.1 水と灌漑はどのように使用すべきか？

◎灌漑のやり方によって生産量を増やすことも可能です。



◎灌漑に使用する水源を特定し、技術者の支援を受けて、それらが汚染されていないことを確認しましょう。

◎忘れないでください。- 下水道水は、決して灌漑に使用したり、家族や動物に飲ませたりしないでください。

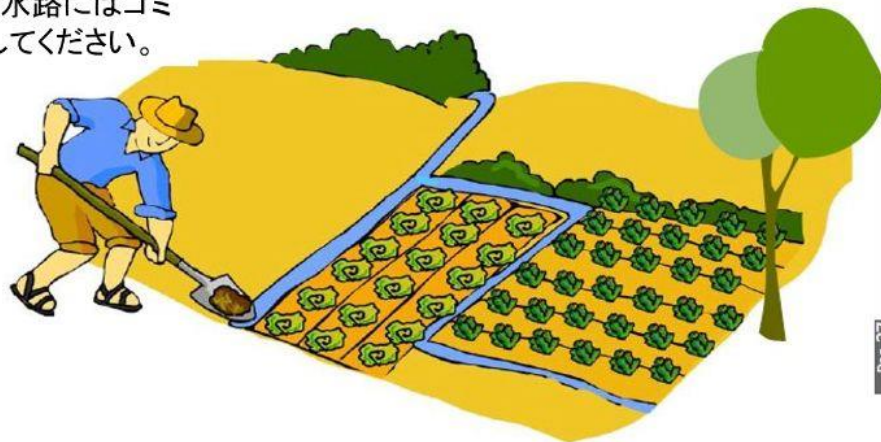


Page 26



◎水槽や用水路を動物や鳥などから守りましょう。(水が汚染されると、家族や作業者が病気になったり、食品が汚染されて売れなくなったりする可能性があります)

◎水が流れる水路にはゴミがないようにしてください。



Page 27

◎灌漑は常に作物に推奨されている方法で行います。

◎作物の水分の必要量を考慮します。(過剰に灌水しない)



◎水の使い方を誤ると作物の品質を損なう恐れがあるため、灌漑は計画的に行う必要があります。



◎これらの活動については、信頼のおける技術者に相談してください。

5.2 家族と作業者のための水について

◎飲用水と手や体を洗うための飲料水を確保してください。

◎空容器や古タイヤの中の溜り水は避けてください。

◎溜り水は健康に影響を与える蚊などの発生源です。



◎飲料水がない場合は、手をかけて処理する必要があります。

次の方法を検討してください：
沸騰、ろ過、塩素消毒

家庭菜園だって GAP(人と環境にやさしい農業)でなければ

株式会社AGIC 山藤万里子

家庭菜園の盲点 危ない農薬管理

高橋広樹(みずほアグリサポート代表)さんの「美味しい野菜・果樹の育て方」という講演を聞いて、私は、家庭菜園を始めることにしました。高橋さんの、「農作物に本当にこだわるのであれば、自分で作るしかない。それには、土づくりが重要である。土づくりが適切であれば、病害虫も防げる」という話に共感したのです。

自分で作ろうと、早速農地を探したところ、市内ですぐに約 50 坪の農地が見つかりました。半年前まで別の方が耕作していたそうですが、その後は放置され、畑に置かれたプラスチックの道具箱の中には、スコップや鎌などの道具やビニル袋などと一緒に、使いかけの肥料や農薬などが無造作に置いてありました。

私は、即座に「使わないから処分しよう、燃えるゴミで出せばいいや」と思い、まずは肥料の空袋にポイとほうり込みました。その際に、雨が降っても流出しないようにと工夫はしましたが、私の行為は、耕作者として、生活者のリスク管理として、また、法律的にはどうということなのか、これからどうすれば良いのだろうか？

ちょっと心配になって、放置されていた農薬「園芸用殺虫剤アドマイヤー」について、世界の安全規格と言われている「コーデックス規格」と農薬名「アドマイヤー」をキーワードにインターネットで検索してみました。その規格の中にはその農薬は出てきませんでした。そうすると私には探しようがなく困って、一般社団法人日本生産者 GAP 協会の田上理事長に尋ねてみることにしました。すると、「正確な農薬情報は商品名ではなく成分名で検索する」のだと教わりました。理事長は幾つかの資料を示して、農薬の取扱いに関する解説をしてくれました。

買った農薬が使えなくなる

資料①安全データシート(SDS)「アドマイヤー1粒剤」

SDS には農家にとって極めて重要な情報がありました。農薬のラベルに書いてある対象作物のうち、いくつかは使用できなくなったというのです。また、総使用回数が減っているのです。

最新登録情報 2021 年 09 月

- ・作物名「豆類(種実、ただし、だいずを除く)」、「だいず」、「ズッキーニ」、「非結球あぶらな科葉菜類」、「なばな類」が削除されました。
- ・作物名「ばれいしょ」、「さといも」および「さといも(葉柄)」のイマダクロプリドを含む農薬の総使用回数が「3 回以内(植付時の土壌混和は 1 回以内、植付後の処理は 2 回以内)」に変更されました。
- ・「使用上の注意事項」のうち 9 項目目が以下のとおり変更されました。

えだまめの育苗培土に混和処理する場合には、処理後速やかに使用して下さい。また本剤を処理した育苗培土

家庭菜園愛好者のための 講習会

おいしい野菜・果樹の育て方

4/9 [午前の部]10:00~11:00 [午後の部]13:30~14:30 **予約制**

場所/みずほアグリサポート倉庫ハウス内 **定員20名様**

受講料 500円 ※特典としてpH(酸性・アルカリ性)とEC(肥料濃度)の測定券(5回分)プレゼント!!

講習内容 ①今からでも間に合う土づくりの方法
②農薬に頼らない病害虫の予防法
③作物別 失敗しないための手入れ方法
④作りやすいおすすめ品種
⑤Q&A 質問コーナー

相談員 高橋広樹
筑波大学大学院修了後、
農業法人みずほで土壌分析や
施肥設計に取り組む。

著作物 ○×写真でわかる
おいしい野菜の生育と診断

お申込み ホームページまたはお電話でお願い致します。

初心者からプロ農家まで ◎土壌分析 ◎肥料設計 ◎生育診断
◎営農相談 ◎菌体肥料販売 ◎オリジナル生育補助資材製造・販売

農と食を大切に つくば市柳橋561-3

(株)みずほアグリサポート

お申込み・お問い合わせは ☎029-886-4481

を放置しないで下さい。

この使用方法変更について、農薬のメーカーによれば、「環境に調和した持続的な農業を目指すという全世界で一貫した方法に基づき、イミダクロプリド剤についても花粉媒介昆虫へのリスクが低い新たな使用法に変更するとの判断に至りました」とのことでした。

ネオニコチノイド系農薬は、EU などでは予防原則に基づいて使用制限や使用規制が行われ、日本でも何かと議論になっていたことは耳にしていたのですが、2021年09月に使用方法の変更が登録されたという情報は、まったく知りませんでした。

日本生産者 GAP 協会では、農家が自分で使用している(または使用する予定の)農薬の SDS を必ずインターネットからダウンロードまたは参照して、使用方法を確認するように指導することになっているということですが、正にそれは必須の作業だということが分かりました。しかし、現実にはプロ農家でも見落としそうなことですから、家庭菜園においては、農薬使用の法令遵守がいかに難しいことか、身に染みて感じました。

すわ！一大事

次の朝の出勤前に、取り急ぎ安全を確保しようと菜園に立ち寄り、新たなビニル袋(ジップロック)を2重にして、ポイ捨てした肥料袋から出そうとしたら、農薬の袋に亀裂が入っていたのか、運悪く周辺の土壌にこぼれてしまったので、それも含めて片づけていました。

そこにたまたま圃場を見に来た菜園の管理人さんが「それは肥料か？」と尋ねるので、これは前に菜園を使用していた人が置いたままにした農薬で、この畑においてははいけないと伝えました。そうしたらなんと管理人さんは、「大丈夫だ、ここには誰も来ないから、来るのは俺だけ、あとで山に埋めてくるから、そこに置いときな」というのです。

それは一大事！そんなことさせられない。何とかしなければ本当に山林に埋められてしまうかもしれない。「だめですよ、それはだめです。埋めてはいけません。」「と言っても、彼はそこに置いて行けの一点張りなのです。仕方がないので、その場は、カギはかからないが、畑の道具箱に戻し、スコップを箱の上に置いて出勤しました。



がっかりした行政の対応

私は、農薬を触る際、着ていた服を入れる袋、手袋にマスク、帽子と、それなりにリスク管理をしたつもりでした。さて、肝心の農薬をどう処分したらいいのだろうか。まずは、行政に聞くしかないな、と考え処分の方法を聞くために市役所の代表電話に電話をしました。代表電話の案内の方に「市民ですが、農薬の処分はどうしたら良いのですか」と尋ねましたら案内された部署は農業政策課でした。

答えは「農薬の容器を見て、小売業者か製造元に確認して処分法を聞くことを最初にしてください。次に産廃業者にどうするかを聞いてください」というアドバイスでした。さらに私が「市役所では農薬の処分について指導はしないのですか」と問うと、市役所としては、「法的根拠がない、指導的立場にない」ということでした。思いがけない内容に驚いた私は「農家さんはどうしているのですか？」と再々質問しました。すると「農家さんたちにも指導はしていない。農協さんあたりから指導を受けているのではないか」とのこと、農業政策課の仕事ではないという返事にショックを受けてしまいました。

私は次に環境政策課に電話をして尋ねました。調べてみると、環境政策課には「市第三期環境基本計画」というも

のがあり、「有害化学物質・悪臭・土壌汚染対策」について規定しています。考え方は「現代の工業技術等の進歩により、多種多様な物質が生産されています。一方、これまで知られていなかった化学物質、環境ホルモン等の有害性等についての知見も明らかにされてきています。私たちは、これらの正しい情報を収集するとともに、正しい使用をすることで、各種汚染を予防する必要があります」というもので、「有害化学物質に汚染されない、健康で安心できるまちをつくろう、悪臭・土壌汚染のないまちをつくろう」と呼び掛けています。

この環境政策課なら対応してくれそうだと思います、農業政策課の対応について話した上で、農薬による土壌汚染や、農薬使用者に必要な SDS についても調べたことを話しました。そこに書かれた危険有害性についても話をしました。そして、畑に放置された農薬には市民としてどのように対処すれば良いか教えてくれるように話をしました。

環境政策課の担当者は、この環境基本計画は、農薬などの有害物質を特定するものではなく、おおざっぱな、おおまかな計画だと話していました。また、販売されている農薬は取り扱い説明書に基づき適切に使用しているという前提であれば問題ないという言い方で、市民に対しての指導は行っていないのが現状で、市役所として預かったり処分したりはできないという話でした。(菜園での農薬放置は違法だと思うのですが)

対応について担当者が折り返し電話で連絡してくれましたが、その内容は、産廃業者の紹介だけでした。私は、環境対策課の方に、環境と農業は切り離せないものだから市役所での対応も「縦割り」ではなく、関連付けて指導していただきたいとお願いし、ついでに「GAP をご存じですか？」と尋ねてみました。答えは「知らない」ということなので、一般社団法人日本生産者 GAP 協会の HP を検索してくれるようお願いしました。

産廃業者の対応

市役所から紹介された産廃業者は、「農薬はお取り扱いしておりません」という返事でした。仕方なく Web で検索した産廃業者「〇〇片付け 110 番」では、「農薬の処分は、1kg 以内であれば人件費、処分代、出張料、その他で 12,000 円ぐらい」という事、「私にとっては高額なので、予算が・・・」と話したら、「お客様はおいくらぐらいだと思われたのですか？他でも聞いてみてください」という対応でした。

そのことを理事長に話したら、「わざわざ来てくれて、健康リスクのある化学物質を運んで処理してくれるのだから高くはない」という認識でした。しかし、この経緯を考えると・・・と、躊躇していたら「みずほの村市場には、農薬や農薬空容器の回収システムがあるから、みずほアグリサポートの高橋さんに相談してみたら？ 生産組織の GAP コントロールシステムとして取り決めているから」とう事でした。早速、連絡すると「何とかしますので、持ってきてください」と快く引き受けてくれました。夕方、プラスチック容器と、目張りする黄色のガムテープを購入してきました。



すべての関係者の責任

農薬の処分方法について、市役所の農政課では、法的根拠がない、指導する立場にないと言っていました。それは、本当なのでしょうか？日本生産者 GAP 協会の事務局長の話では、それは行政の怠慢ですという事でした。

そのことについて、理事長から資料①SDS(安全データシート)の他、以下の資料をいただきました。資料②「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」では、農薬使用者の責任について。資料③農林水産省「令和 4 年度農薬危害防止運動」の実施について、また、資料④「農薬を知る・理解する・適正に使う」事故被害防止編 3 つ折りのパンフレット、さらに、これらを使った行政指導については、資料⑤「農薬危害防止運動実施要領」です。

農薬を使用するものは、農家だけではなく、一般市民も含めて(農薬を使用する者すべて)の省令が定められています。このように農薬使用に関する法的根拠があり、行政機関は指導的立場にもあることが分かりました。



リスク管理は単純ではありません。例えば、SDS 安全データシートや各種の省令などは、取りあえずは入手することが可能です。民間の GAP 認証制度では、手元にあることを証拠として監査のチェックリストに☑をいれますが、問題は、形式だけではなく、それらにまつわる生産者の「行動」や具体的な「動作」が適正かどうかです。ドキュメントの内容が正確なのかでは、今回のアドマイヤーの例のように、農薬登録の要件が購入時とは異なる内容に変更になっている場合もあるのです。今回の場合は「SDS」への配慮など皆無でした。環境に関しても「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」が認識された形跡もないという状態でした。今回関わった多くの人たちがそうでしたと言わざるを得ません。

GAP は、農業生産者が自主的に取り組むべきものだと言われてはいますが、「良い農業とは何か？問われているのは人と環境の問題です」から、その理念を共有し、農業(並びに環境)政策は必要な規制をおこない、それらの行政指導に基づき、その上での農業に関わる全ての人たちの主体的な取組みでなければなりません。

市民農園という楽しみ(私の生活そのものでもある)の中にも、人と環境にやさしい農業(持続可能な農業=GAP)への深い理解が必要で、それは、行政機関もすべての市民も、ビジネスの世界においても、自分の問題として取り込んでいかなければならない21世紀の課題なのではないでしょうか。

セミナー受講者の修了レポート(感想や考察)の紹介

株式会社 AGIC 事業部

「GAP 実践セミナー」普及指導員

GAP という言葉を聞くと、認証制度のようなものだと思っていたが、GAP そのものは適正な農業の行為・実践を表しており、その中に認証制度があることを改めて理解できた。総合的病害虫管理(IPM)についても、生物的、化学的、物理的方法などを組み合わせた総合的な防除のことだと思っていたが、予防・観察・モニタリングを含めた利用可能なすべての技術を組み合わせた病害虫管理を表していることを知ることができた。また、日本の GAP 政策については、欧米と比べ遅れていることに驚くとともに、商流的には世界の GAP 認証基準となるグローバル GAP をより推進していく必要があると感じた。

一日目に演習でリスク発見を実際に行ったが、リスクをただなくすだけでは解決にはならず、なぜそれがリスクになるかをしっかりと生産者目線で伝えることを意識して、普及活動をしていくことが大切だと思った。二日目の GH 農場評価の演習では、様々な視点から農場管理を評価することで、生産者がどこを優先的に見直し、改善していく必要があるのかを確認する上でとても有効であり重要であると感じた。

農場評価については、評価員の力量によって評価の質が決まってしまうということなので、単にチェックリストを埋めるための質問をするのではなく、生産者の行動や動作、言動などを注視し、農場におけるリスクを評価できるよう心掛けたいと思う。二日間にわたって、GAP の研修を受け、GAP についての基本的な知識をつけることができたと思うので、直接農場評価にかかわるときはもちろん、普段の普及活動においても GAP の視点を持ち指導していきたい。

「GAP 実践セミナー」普及指導員

今回の GAP の研修を受けて感じたことは、GAP が農産物の安心安全を確保するための生産工程管理だと思っていたがそれだけではないことがわかった。地球環境を守るための持続可能な農業生産を行うための考え方がベースとなっている。もちろん生産工程管理は重要であるが今回の研修で見方が変わった。現在の世界的な環境保護の潮流の中で日本の農業における GAP の導入は必然であると考えられるが、消費者も GAP を行う背景を理解していただかないと生産者だけに負担が掛かり一層の普及は難しいと感じられる。

さて、今回の研修は初日に GAP の概要説明と農場の現場写真を見て、何が問題であるか指摘する演習があった。問題がありそうだが理由を述べて指摘するのは容易ではない。場数を踏み、見落としてはならない事案を確実に指摘出来るようにする必要があると思われた。写真をみて判断する演習は参考になるので事例集があるとよいと思われた。

2日目は評価員が農場主への聞き取りをする様子をビデオで見て各項目を判断する演習を実施した。資料のコメント欄は整理された状態になっており、このように記述が出来るようにメモなり何らかの記録を残す必要がある。ただ、メモすることばかりに夢中になると聴取者から十分な聞き取りが出来なくなるので注意が必要である。聞き取り方法もチェックリストを見ながら回答が「はい」、「いいえ」だけになる質問では評価をするための十分な情報が得られなくなるので、質問する側もそれなりの質問手法を身に着けないと適切な評価が出来ないと思われる。ビデオの評価者(講師)はチェックリストをほとんど見ずに質問と記録(記憶)をしていたように見受けられた。

研修を受けて反省すべき点、勉強すべきことが多く、次回はより効果的な研修になるようにしていきたい。



株式会社 Citrus として農場経営実践(42)

～経営改善計画実行～

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事
元和歌山県農業大学校長(農学博士)
株式会社 Citrus 代表取締役 佐々木茂明

これからの Citrus 運営をどうしていくのかと、過去 10 年間の問題点を整理し社員らと経営改善目標を立てた。最大の課題は、管理している柑橘園の老木化と優良品種へ更新の遅れであるということになり、今年、思い切って優良品種への更新にふみきった。まずは現行での人気品種の「ゆら早生」への転換を進めた。近年、ハッサクの売れ行きが伸び悩み販売に苦慮していることから、このハッサク園をゆら早生園に更新した。品種更新と言葉では簡単だが、樹齢 40 年の大木の伐採作業は容易ではない。それに果樹類は、一年生作物とは違い更新しても 5 年間程度は経営が成り立つ収益があがらない。しかし、ここきて更新以外に将来の生産量と品質をあげる手段がないと社員らが判断し更新意欲が高まったので会社として決断した。

品種更新する計画面積と同程度の 30 アールのみかん園を新たに借受して管理することにした。それにより伐採による減収はある程度カバー出来るめどは立った。しかし、幼木を成園化するための管理作業がこれまでの



労働時間にプラスされることになる。そこで、省力化できる作業を見出し、苗木管理に労力を回すことにした。結果はどう出るかはわからないが今年は軽めの剪定とし作業時間を短縮し、更新作業にあてた。軽めの剪定は他にも理由があり本年度の我が社のみかん樹の生理的な要因からも判断できたので決断ははやかった。



みかんからみかんへの更新は簡単だったが、ハッサクの伐採と抜根処理には重機が必要で、グループ会社の株式会社みかんの会から作業応援してもらった。抜根に使うパワーショベルと抜根株の運搬のためのトラックを業者からレンタルした。また、伐採した樹をチップ化するためにチップパーをJAでレンタルした。



パワーショベルの運転技能資格(小型車両系建設機械 3 トン未満)は社員全員が取得しているので操作はできたが、実務経験が浅いことから作業能率はあがらなかった。応援してもらったみかん会のメンバーにパワーショベル運転技術がプロ並の腕の持ち主がいたので、なんとかレンタル期間中に作業をおわらせることができた。現在は、伐

採した樹は焼却処分できないので品種更新作業のネックとなっている。



伐採後はトラクターで整地後、一年生苗木 200 本を定植した。一般的には二年生の苗木を 100 本定植するが、citrus では早期成園化技術として定植三年後にある程度の収穫量確保を見込んでいる。また、ゆら早生の特徴として樹勢が弱いので一年生苗木を定植することで直根を増やすことができるとされている。今年更新作業をこなしてきたことで自信が付いたので、来年は三倍の面積の更新計画を立て、苗木を注文した。



5 月に入り、改段畑の石垣の崩れの恐れがある部分の修復作業をしたいということで、やらせてみた。著者自身は石垣積みの技術も経験もないが、社員の東山は石垣積みの本を参考に見事に修復した。今、有田と隣町の下津一帯の石垣みかん園システムを世界農業遺産登録に向け進めているが、若い社員がその石垣を守るための技術継承ができたような気がした。